

7月3日

○議長（湯之原一郎君）　これから本日の会議を開きます。

（午前8時59分開議）

○議長（湯之原一郎君）　本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君）　日程第1、一般質問を行います。

20名の議員より通告がありました。本日は5名の一般質問を行います。順次発言を許します。

まず、18番、森川和美議員の発言を許します。

○18番（森川和美君）　　　　　登　　　　　壇

改めておはようございます。今回の6月議会は笹山市政の2期目のスタート議会ではなかろうかなと、こういうふうに思っているところでございます。また、議員構成も6名削減をして、それぞれの立場で市民に約束をし訴えて当選されて来られた方々の初めての一般質問ということで、今回は運よく1番バッターのくじが当たりまして、和田議員にはまことに申しわけないと思っているところでございます。

私も、先の4月の市議会選挙において、市民に訴えてきた、あるいはまた約束をしてきたことをしっかり守っていききたいと、それは何と言っても市民の立場で物を申すと、市民の立場で働くとこれを約束をしてきましたので、決意を新たにしながらこの一般質問に臨んでいきたいと。

また、今我が国においてあらゆる大きな問題が変わっていくんじゃないかと、変わっていくような状況になっております。その象徴的な問題、ことが集団的自衛権の行使容認を閣議決定したと、あるいはまた学校の問題、あるいは農業、環境、そして教育、あるいはまた原発の問題も再稼働の問題云々、さらには消費税の10%にさらに引き上げていくかどうかの大きな問題が山積しているわけでございます。

そういったことを踏まえて、地方の治を参加する我々議員としても、より一層の連絡と、そして議論をしていかななくてはならないと、こういうふうに考えているところでございます。

そういうことを踏まえながら、今回5つの通告をしておりますので、随時入っていききたいと思います。

まず、1項目でございますが、これからの中央公民館のあり方について。

これは一部、蒲生、加治木の図書館にもあたるわけでございますが、その1点目として、図書館の入館者の増、長時間利用及び市民要望にどのような工夫と努力をしているのでしょうか。2番目、図書館の3要素である施設、人、蔵書（資料）をどのように評価しているか。3番目、開館時刻を早めることはできないかお伺いします。4点目、福祉・介護関係図書さらなる充実をすべきではないかということに対して、ご答弁願います。5番目、休館日を見直す考えはないかでございます。

2番目に、県のスーパーアリーナ建設を本市に誘致する活動について。

2020年開催の鹿児島国体のメイン会場として、県知事が昨年5月に打ち出したスーパーアリーナ建設計画の予定地が、もろもろの理由から8月計画の見直しを表明以後、始良市を筆頭に霧島市をはじめ、県下6市1地域が次々と誘致を表明し、そして決起集会や署名活動が活発になっております。

そこでお尋ねしますが、1番目、本市への誘致の勝算はどの程度あると思っていच्छいますか。2点目、本市に誘致を希望する理由として、何を上げていच्छいますか。3番目、条件整備として何を進めていく考えかお伺いいたします。

3番目、行財政改革について。

全国の自治体で、高度経済成長期に建てられた公共施設やインフラが一斉に建てかえや修繕の時期を迎えております。しかし、一方税収は大きく伸びることは期待できず、更新予算の捻出には限界があると考えております。

そこでお尋ねしますが、1番目、公共施設の統廃合をはじめとする、公共施設白書作成作業専門担当の副市長を置く2人体制は考えないか。2番目、本市の公共施設数を問います。3つ目、延べ床面積は全体で幾らになりますか。4番目、人口1人当たりの面積は幾らになりますか。

4問目、地域包括ケアシステムの充実について。

地域包括ケアは、さまざまな事業者や団体が連携し、それぞれの地域で高齢者を支える試みですが、地域格差や経営が良好な分野と、その一方の経営的に難しい分野には参入しにくい課題があると考えております。

そこでお尋ねするのが、1番目、訪問医療の医師、施設に入れない、あるいは施設から出て生活したいときのサービスが用意されていないというときに、誰が調整役を担うのか。2番目、本市でさまざまな支援を必要とする高齢者が、どのような暮らしを送っているか、実態調査はしているかお伺いいたします。3番目、医療と介護の連携が事業所の都合のよいルートのみで進められている懸念はないか。4番目、医療と介護について、今後、地域地域で皆で集まって議論することが大事ではないでしょうか。

最後の5問目、西始良地区に地区公民館建設について。

本市には、各校区に地区公民館及び交流センター等が設置されております。始良ニュータウンは、昭和55年に宅地造成がされ、人口も約4,000人というマンモス団地を形成しております。

しかしながら、いまだに地区公民館の設置に至っていない現実をどう考えていच्छいますか。過去に何回となく現職の議員さん、OB議員が質問、要望をしております。

そこで、2点お伺いいたします。1点目、生涯学習、社会教育やもろもろの必要性としての地区公民館建設の最条件は何でありますか。2番目、財源的に大変厳しい状況にあるとの答弁を今まで繰り返してきていると記憶しておりますが、総事業費をどの程度と試算しておられるかお答え願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

今回は、20人の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしく願います。

それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目のこれからの中央図書館のあり方についてのご質問、及び5問目の西始良地区に地区公民館建設についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

2問目の1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

今回の誘致活動は、鹿児島県が独自に実施される事業であることから、県の考え方に依拠するところ

ろが大きいと考えております。また、体育施設等の地域分散への考え方を示されるに至った経緯を考えますと、誘致については行政として慎重に対応していかなければならないと考えております。

しかし、市の本質的な課題でもある昼間人口をふやし、地域経済の振興を図ることは、市議会の皆様をはじめ、既に市民の支持を得たものであり、もろもろの状況を判断されるならば、十分に実現可能なことであると考えております。

これまで、国道や県道などの整備により、企業や商業施設の立地などは好調に進んでおりますが、昼間人口の流出をとめるまでには至っておりません。土日だけでなく、平日も人があふれるまちは、今以上に活気にあふれ、地域経済も活性化するものと考えております。

このことを、あれもこれも望む欲深な施策であると誤解する向きもあるかと思慮いたしますが、県内で5番目の人口の生活を支えるためには、さらなる振興が必要であると考えているところであります。

市といたしましては、加治木港町地区への誘致を念頭に、天神通り線の延長により加治木ジャンクションへの最短距離を確保し、加治木港後背地の利活用の向上を図るべき作業を進めております。

また、須崎地区は企業誘致の用地活用とも連動させ、木田橋の拡幅や新たな道路新設により、国道10号へのアクセス向上も図るべく準備しているところであります。なお、誘致の場所については、鹿児島県から別の場所の打診があった場合は、それに真摯に対応して誘致につながるよう努めていく考えであります。

次に、3問目の行財政改革についての1点目から4点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

公共施設のあり方の検討については、始良市行政改革大綱においても重点事項の一つとして位置付けているところであります。

国においては、平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」においてインフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、同年11月に、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

これを受け、本年4月には総務省から各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むように要請が行われ、本市においても公共施設の現状を公開するとともに、今後の公共施設のあり方について幅広い議論を進めることが重要であると認識していることから、今年度その基礎的な資料となる白書作成に取り組むこととしております。

このため、今後の公共施設マネジメントの推進に関して、全庁的な検討・判断を実施する必要があることから、庁内に「始良市公共施設マネジメント戦略会議」を設置し、去る6月2日には、白書作成に向けての方針やスケジュール等について協議を行ったところであります。

この戦略会議においては、私が委員長として今後の公共施設マネジメントの推進に積極的に取り組む決意から、現在のところ作業専門担当の副市長を置く考えはありません。

次に、本市の公共施設数は平成24年度末現在で、約360の施設があり、延べ床面積は約28万6,000 m^2 、人口1人当たりの面積に換算しますと、約3.79 m^2 となっております。

市といたしましては、この白書の作成を新たな出発点とし、柔軟性を持った施設の多目的な活用や、施設を長く大切に使う施設の長寿命化などを盛り込んだ、適正な施設配置や効率的な管理運営の実現に向けた、具体的な計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、4問目の地域包括ケアシステムの充実についての1点目のご質問にお答えいたします。

支援を必要とする高齢者に対するサービスの調整役は、当該高齢者を担当する介護支援専門員、社会福祉士、または医療機関や施設に属するソーシャルワーカー等の相談員が担っています。本市においては、地域包括支援センターの職員が相談に応じ、支援をしています。

2点目のご質問についてお答えいたします。

介護保険認定者に対する介護保険サービス利用の現状と意識・意向を把握するとともに、満40歳以上の介護保険被保険者の生活実態、健康状態、さらには施設ニーズ等を把握するため、無作為抽出による高齢者等実態調査を実施しております。

また、地域包括支援センターの保健師等が要介護認定等を受けていない二次予防事業対象者の状況把握に努めるとともに、総合相談事業においても、高齢者の実態把握を随時行っております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

医療、福祉、介護の連携のあり方についてであります。指定居宅介護支援事業者や地域包括支援センターは、高齢者の意向を優先しつつ、公正かつ中立な立場で連携を図ることが厚生労働省令で定められており、適正に連携が図られ支援が行われているものと認識しております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

地域包括支援センターが主催する、地域ケア会議を生活圏域別に開催しております。地域ケア会議は、支援困難なケースに関すること、認知症の人とその家族を支援するための方策に関すること、多職種連携に関することなど地域包括ケアシステムの構築につながる内容となっております。

地域ケア会議には、居宅介護支援事業所、地域密着型事業所、サービス提供事業所等、介護保険にかかわる全ての事業所をはじめ、医療機関、自治会長、民生委員等が参加しております。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目の、これからの中央図書館のあり方についての1点目のご質問にお答えいたします。

中央図書館の入館者をふやす努力としましては、市民にとって身近な問題をテーマにした各種講座や講演会、また、子どものためのブックスタートや閉館後に読み聞かせのイベントを実施しております。

また、高齢者向けの医療情報コーナーを新しく設置するなど、利用者のニーズに応じているところがあります。長時間利用の対応としましては、夏期休業中は中高校生などの研修室の利用者のために、開館を1時間早めているところがあります。さらに、利用者の要望に対応するため、図書の貸し出し予約やリクエストなどに応えるなどの各種の意見や要望には、きめ細かく丁寧に耳を傾けているところがあります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

図書館運営を構成する要素としての施設・人・蔵書についてであります。施設については開架式図書館として利用者からは好評を得ているものと考えております。人の配置については、現在16人で運営しておりますが、専門的な図書業務を行うため、司書資格を有する9人が勤務しており、レファレンスなど行き届いた図書館業務を提供しているところであります。

さらに、蔵書については、毎月の資料選定委員会により最新の図書や必要な図書をそろえ、利用者からのリクエストにも応えており、一定の評価は得られているものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

開館時間を早めることについては、職員数、職員の勤務体制・勤務条件、運営経費の照明及び空調

設備の光熱費等の経費が必要なこともあり、利用者の利用状況やニーズ等を勘案しながら、今後検討してまいります。

4 点目のご質問についてお答えいたします。

福祉、介護関係図書については、これまで資格取得に向けた方や、現に介護現場に従事されている方々の福祉・介護関係の専門図書の利用が高い状況にありましたが、近年、介護にかかわっている市民の方々がふえてきていることから、比較的わかりやすい介護関係の図書や闘病記などの利用もふえている傾向であり、それらのニーズに応じた図書の整備に努めているところであります。今後においても、資料選定委員会の意見を聞きながら、最新図書の整備に努めてまいります。

5 点目のご質問についてお答えいたします。

現在、中央図書館では、始良市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、毎週月曜日と祝日及び特別整理期間などを休館日と規定しております。ただし、祝日の中で、隔月に1回程度は開館し、利用者の要望に応じているところであります。

今後については、利用者サービスの向上を図る上からも、利用者のご意見等を考慮し、また職員の勤務シフトとそれに伴う人員配置を含めて検討していきたいと考えております。

次に、5 問目の西始良地区の地区公民館建設についての1 点目と2 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

社会教育法における公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術、文化に関する事業を行う施設と規定しております。また、その設置基準は、文部科学省告示である「公民館の設置及び運営に関する基準」によりまして、次のように規定されております。

まず、対象地区を人口分布、人口密度、地形、交通条件、社会教育団体の活動状況を勘案して、公民館事業の主たる区域を定めることとしております。また、地域の学習拠点及び家庭教育支援拠点としての学習機会や、学習情報の提供に努めること、奉仕活動・体験活動の学習機会や情報の提供に努めることなどを運営基準としております。このほか、公民館長を置き、主事その他必要な職員を置くよう努めるものとされております。

このような条件のもとで、建設された公民館は平成10年度までは国の公立社会教育施設整備補助金がありましたが、現在は、この補助金制度はなく、現時点で建設するとなると自主財源によらなければならないところであります。

なお、地区公民館建設にあたっての総事業費については、最も新しく建設された松原地区公民館と同程度の延べ床面積600m²とした場合、土地購入費を除いた本体工事費で約7,300万円、さらに電気・ガス・給排水・空調などの附帯工事、備品等の経費が見込まれることとなります。このようなことから、現時点での社会教育法に基づく公民館建設は難しいものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○18 番（森川和美君） 丁寧な答弁をいただきました。1 問目から再質問をしてみたいと思います。

この図書館の関係ですが、まず、開館時刻が現在、中央公民館と加治木、蒲生バラバラになっているわけですが、できますれば市内の市民の方がどこに行っても10時、9時入館できると、そういうことが必要じゃないかと思っておりますが、まずそのことが1 点と、そこらの各地区の状況によって、そういう開館時刻の設定がしてあるとは思いますが、そこらをつつご答弁願いますか。

それと、司書補の育成のあり方、私の感じではほとんどの方がパート職員だと思っておりますが、ただ、一般市民から見ますと司書補の受付は、ただ、本の貸し出しの受付だけに見えるわけですね。しかし、そうじゃなくて、裏方でいろいろな仕事があるわけですが、そうなりますとやはり臨時・パートで、やめたらまた補充しながらというパターンはいかななものかと思っているわけですが、そこらあたりの育成のあり方。

それと、臨時職員で相当長くお勤めになっている職員がいらっしゃるんですが、その方が、なぜ長期雇用している理由。それと、もう一点は、館長さんがいらっしゃるんですが、正職員が事務局長に座って、その一応上に館長という方が民間から来ていらっしゃるんですが、この配置の仕方、私は事務局長が兼任できると思っているんですが、まず、この4点をお願いします。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

まず、1点目に関してでございます。始良中央公民館が一応10時から、加治木と蒲生が9時という取り扱いをしておりますが、これにつきましては、これまで特段の市民からの要望がなかったことと、それと中央公民館の図書館の利用が、県内でもトップクラスの利用状況の中でも、そういう要請がなかったということがありましたが、今回、いろいろ県内の図書館を調べたところ、ほとんどが9時から9時半という開館時間になっておりますので、これに込めまして、先ほど答弁にもありました夏休み期間中に約1か月半程度、9時から開館しております。

そのための勤務シフトを通常で、ツーパタン、これ職員に関しましては夕方が通常で7時までですので、時間差勤務をさせておりますので、そのパターンを2パターンつくっておりますけれど、これを3パターンで今やっておりますので、これに伴いながらそのパターンのシフトの件と、それとこの時間を1時間延長することによって諸経費がいりますので、それを踏まえた中で財政サイドと協議をしまして、来年度当初4月から中央図書館も9時に開館できるように、今後、詰めをしていきたいと考えております。

それから、臨時職員に関してでございますが、今現在、司書補に関しましては臨時職員の方々でお願いしているところでございます。これにつきましては、市民の方々が図書の内容等のいろいろなことを質問されたときに、それに対応できる体制ということで司書補は一般の職員では対応できませんので、そういう形で一部、半分程度は司書補の方々にしていただいております。

その業務としましては、受付、窓口、それから内部の整理整頓等を含めた中の市民対応、それと、いろいろな講座をしておりますので、それに伴う子どもたちの読み聞かせ、そういう対応をするための専門の司書補をお願いしているところでございます。

それと、長期臨時職員を長くということでございますが、今現在、相当数長くいらっしゃる方がおりますけど、今後は労働基準法との取り扱いの中で検討しなければならんと思いますので、それを踏まえながら総務サイドとも協議をしていきたいと思っております。

育成につきましては、子どもたちが司書補に関しましては、その免許を持っている方々を募集しながら対応していきたいと考えております。

それと、館長と事務局長の兼務の関係でございます。館長に関しましては、業務としましてはいろいろな講座の取り扱い、それと特に館長をお願いしている一番の大きな問題は、職場体験学習、小中学校の子どもたち、それから図書館を見学される学校の子どもたちに対して、いろんな教育上の図書の講話をしたりしますし、それと、一番の大きな問題は、教職員の方々が1週間程度図書館で研修を

されます。そのときの講師を館長が全て対応するという形を取っておりますと同時に、選定委員会の委員長も務めておりますので、事務局長に関しては、館の事務处理的な部分を全体的に取り扱っているというような状況で、業務が大分違いますので、今、館長に関しましては民間からの教育的な経験のある方がお願いしているという状況でございます。

○18番（森川和美君） 私は簡潔にお尋ねしますから、一つ答弁も簡潔にお願いいたします。

私は館長さん、あるいは長期の臨時職員の方をその人格的に、仕事のにだめだと申し上げているんじゃないんです。調べてみたら、相当長いわけですね。そういった方がおられるということは、言葉は悪いけど、親分肌になるわけですね。そして、この館長さんが、私はびっくりしたんですが以前幼稚園のほうにおられた園長先生が来ていらっしゃいましたが、なぜそういう人選を回してというか、びっくりしたんですけど。そこらあたりがここでまた、あまり議論するお話ではないでしょうか。

それと、図書館は子どもから大人まで無料でいつでも利用できる唯一の施設だと思っているんですね。そういうことであれば、先ほど開館時刻は9時からというようなことを申されましたが、この休館日なんです。

確かに土日休めるようになっておりますけれども、できれば先ほど申し上げたようにいろんな子どもから大人まで、いつでもサービスを受けられる施設であるならば、勤務体制はいろんな工夫をすれば、できれば盆と正月以外は開館できるような体制が、私は必要ではないかなと思っているんですが。

それと、図書館フェスタというのがあると思いますが、これは今までどういう内容だったのですか。それと、図書館のあらゆる蔵書の中には、寄贈される本と廃棄する本があると思いますが、どれぐらいあるんですか。

○教育部長（小野 実君） お答えいたします。

休館日の取り扱いに関してでございますが、先ほども言いましたように、今の職員体制の中でする場合、勤務体制の時間差勤務をさせておりますので、それと今現在、火曜日から金曜日に関しましては夕方の7時まで、それから土日に関しては6時まででございますので、これを延長するという取り扱いになりますと、その体制的なものを含めて検討しなけりゃならないと思っております。

ただ、これによっては他の市町村によりましては、窓口業務を民間の方に業務委託するという方法を取っているところもありますので、そういうのを踏まえながら検討させていただきたいと思います。

一番の原因はなぜかと言いますと、この入館に際して図書館は入館料を取っていないものですから、歳入的な部分がありますのでそのあれだと思います。

それと、図書館フェスタについては、担当課長がおりますので担当課長のほうに答弁させます。

それと寄贈本と廃棄本でございますが、今私のほうでもっている資料の中では、廃棄本が何冊というのはちょっとありませんけど、毎月、新規購入と廃棄を合わせて、大体5,500冊ほどふやしております。

以上です。

○教育部図書館事務局長（山路正樹君） 教育部図書館事務局長の山路です。お答えいたします。

まず、フェスティバルでございますが、11月3日の日、ちょうど文化の日にあたるんですが、その

際に、まず入口、自動ドアの前で図書の無料配布、これについては廃棄本を市民の方々に使っていたところ、新しく配るよりも、古い本で対応しているということでございます。

後の中の行事といたしましては、図書館司書のほうで、職員のほうで読み聞かせの講座をしたり、あるいはいろいろ去年やった分については、ペットボトルを工作をして、空気砲みたいなものをつくったりとか、そういったやったり、あと図書館の中のいろんな見学をしてもらったりとか、そういったものを行っておりまして、去年ちなみに千数人の参加者があったところでございます。

あと寄贈本と、それから除籍本ですが、25年度におきましては寄贈本についてが984冊、それから除籍についてが1,363冊でございます。24年度につきましては寄贈本が919冊、それから除籍についてが全部で1,021冊でございます。

○18番（森川和美君） 時間が過ぎておりますので、次に行きたいと思いますが。

この体育館誘致でございますが、まず、これは市長にお伺いしたいんですけども、本市に誘致の内容はどういった、いわゆるスーパーアリーナ全てを誘致をしたいというような考え方であるのか、附帯設備なのか。それと私は8割、9割以上勝算がなければ、誘致活動はいかなるものかと考えているんですが、そこらあたり具体的な勝算のお考えと、今、3か所、4か所ぐらいですか誘致の垂れ幕が掲げてありますが、あの経費あたりは今後どれぐらい経費を予定されていらっしゃるのか。

それと、一番最初に手を挙げられて、署名活動が一番最後のようになっているんですが、7月からということですが、そこらあたりを一つお聞かせ願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 本市においても各種団体と知事部局に分けて、誘致の要望を展開しているわけでありまして、県内最初になったタイミングということについては、先の議会等でもお答えしましたように、鹿児島市内で進めて当初おった計画が、いろいろと鹿児島市内の状況が変わってきたということから、知事が白紙に戻す、そして一極集中もいかなるものかという等々の趣旨の答弁がございましたので、それを受けて、そうであれば可能性として地方にもあるかどうかのことをお諮りしたいということで、そういう気持ちで出したら、たまたまそれが県内最初であったということであらうと思いますが。

今回の要望活動につきましても、スーパーアリーナの言葉が先に躍るわけでございますが、私といたしましては総合的に2020年の国体に向けて、いろいろと開催地がまだ未定のところの種目もございまして、そういうことを考えましたときに、施設等の関連もあるのではないかとということを含めまして、その辺の施設の可能性も探りながら総合的に判断いただきたいという気持ちで、知事にはお願いをしている気持ちでございます。

種々の経費等については、担当のほうで答えいたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在、横断幕と懸垂幕を掲げておるわけなんですけれども、今後、あとのぼり旗等を立てて意識の高揚を図ろうかと考えているところですが、経費的には20万円程度を予定しております。

○18番（森川和美君） これは私は勝算ということで、どれぐらいの勝ち目があるかということなんです、やはり相当なそういった見通しがついていないと、市民から見た場合にいかなるものかとい

うことだと思っているんですね。

これは2月の25日ですか、森市長が鹿児島市議会で議員の一般質問に答えて誘致を表明され、そして3月の28日に鹿児島の商工会議所、岩崎会長が通常議員総会でこういうことをおっしゃっているんですよ。「地域振興のための誘致合戦ではなく、鹿児島の競争力を上げるためにどのようなものをつくるべきかの議論をすべきで、観光客誘致や経済活性化につながる施設にすることが重要である」と、「宿泊施設などが充分ない鹿児島市以外につくれば、役に立たない施設になる」ということをおっしゃっているんですね。

さらに、この30団体で決起大会をした鹿児島湾岸デザイン会議の中で、相当な人数で決起大会があったんですが、これに参加した種子島や屋久島、奄美など離島からも参加した方が、本港区へのスーパーアリーナ実現を呼びかける決起集会も行っているわけですね。

私がだから何を言いたいかというと、最初のいわゆる一番先に誘致活動の手を挙げたときに、後の戦略があまり煮詰まっていなかったんじゃないかということと言いたかったんです。いかがですか。

○市長（笹山義弘君） 先ほど来申し上げておりますように、いろいろなマスメディア等ではスーパーアリーナという言葉が躍っているようですが、私どもは当初から、このスーパーアリーナという言葉は一切使っていることはございません。県の体育館施設等のということで、私どもの姶良市は県央にあるということから、大学の野球のキャンプも張っていただきましたが、このたび女子の一部リーグのソフトボールの試合も4試合開催されるということになってまいりました。

そういう県央にある、非常に利便性を生かしたそういう施策につなげていければということ进行思ひまして、そのようなお願いをしているところでございます。

○18番（森川和美君） これはまた、今から議論になると思います。

ただ、県のほうが知事ははっきり態度を表明しないから、少し各地区の盛り上がりが沈んでいるような状況であります。まあ、手を挙げた以上は、あらゆる団体とあるいは市民と一緒に、可能な限りの誘致活動をしていくべきだとは思っております。

この3番目に入りますが、私はこの2人制の副市長制度をと、それは行財政担当副市長、その中でもいわゆる公共施設を見直し、縮小、統廃合、あるいは廃止、解体とかそういうことがいろいろな課題がありますけど、私はこれが一番、今最重要課題と、姶良市に限らず。

そこでお尋ねしたいのが、これは既に県下ではご承知のとおり、鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、それから曾於市、指宿市が2人体制を取っているんです。ですから、私はもちろん今回が私は公共施設の白書作成担当としてはおったんですが、一番の考え的には、全ての行財政改革ということに気持ちがあるわけですが。

そうしますと、ある意味、現在の大橋副市長と競い合って、いろんな面で活躍できるんじゃないかと、副市長を1人ふやせると、一般的には経費の問題あたりで行財政改革と逆行しやせんかという議論があると思うんですが、副市長がたしか1,000万円ちょっとですか年収。1,000万円ぐらいですかね。

私はその1,000万円の何十倍という効果があると思っているんですが、そして堂々と県下5番目の人口・財政規模ですので、既に4番目の市まで2人制をしいているんです。そこあたりは、僕は最初は市長の権限になると思うんですが。

規模は違いますが、北九州市なんか今度3人目を置いたんです。だから、ここは思い切って頑

張っていただくという気持ちがあれば、答弁では今のところ考えてはおらないということなんですが、これも市長が盤石な笹山市政を築く一つの基礎にもなるとも思っておりますが、いかがなんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 副市長のあり方ということについては、就任早々に2人制を議会にお諮りをして認めていただいたのは事実でございますが、この背景はやはり合併を始良市は急ぎました。急ぎましたことから、いろいろと種々の業務がいろいろと重なっておりまして、そういう大変な2年間を経過したわけですが、この事務を主体とする担当の副市長、そして事業を主体とする担当の副市長、こういう二人制があればより効率的な行政運営はできると思いますけれども、その時期を一応越えました。

しかし、この2期目のこの4年は大変大事な4年間でございますので、この大きく始良市の将来を構築するその大切な4年間としましたら、議員ご指摘の趣旨もよく理解をいたすところでございますが、現状いろいろ勘案しましたところ、どうしても今の時期に設置しなければならないという、今のところ必要性を認めませんでしたので、まだそこに至っていないところでございます。

○18番（森川和美君） 今度はその行財政の中身に入っていきたいと思いますが、個々の公共施設が平成24年度末現在で約360施設があると、延べ床面積は28万6,000m²、人口1人当たりの面積に換算しますと、3.79m²となっております。これは他市町村と比べて多いのですか、少ないですか、これが一点と。

総務省モデルに基づく公共施設、あるいは道路・橋梁の中においては公共施設は建築後30年で大規模改修、建築後60年で建てかえ、道路は整備後15年で舗装の打ちかえ、橋梁で整備後60年で架けかえというようなことになっておるんですが、そこあたりも、当然この白書に入ってくると思っておりますが、この点をひとつ簡潔に、もう時間が11分しかありませんので……。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

最初いただいた質問のほうにつきましては、他市町村と比べてどうかというようなことでございましたけれども、ちょうど東洋大学のほうが調べている全国平均では、98市区町村の人口1人当たり面積が3.42m²です。となれば、必然的に本市は若干多いのかなというふうに考えております。

また、ちょうど今7万6,000人ほど人口いるわけなんですけれども、7万から8万の全国の人口規模の市で考えますと、こちらのほうも3.43m²、1人当たりですね。そういうことでございます。

それから、先ほど道路・橋梁関係いろいろご質問いただいたわけなんですけれども、ちょうどこの白書については道路・橋梁、それから上下水道の基盤施設は除いて、従来ある一般的な公共施設、こういったものについてのさまざまな今の現状についてを把握する、そういったものでございます。

以上でございます。

○18番（森川和美君） 一つこの白書についても早急に作成していただいて、それを議会に、あるいは市民にわかりやすく公開しながらいろいろなご意見をいただき、何といっても思い切って廃止するところ等々もあるわけですが、そこらあたりはやっぱり進めていくところは進めていくと、そのためには説明とご意見を聞くということに努めていただきたいと思います。

それでは、この地域包括、もう時間がなくなりましたけれども、これは私は具体的にこの質問をしたわけですが、専門家のいろんなお書物を見ると、何といてもその地域、地域で丁寧に議論をしてご意見を聞くと、そういった中で皆さんもご承知だと思んですが、毎日一人で体操をなさいと、運動をなさいと、あるいはいろんな一人参加は持続性がございません。

だから地域、地域で大人数に集まっていただくと、誘ったり誘われたりしながら、多くの方が集まっていただけると思うんです。そういったことを含めて自治会単位で、あるいはその自治会でも50世帯、60世帯ぐらいの規模で集まっていただきながら、いろいろこれからの時代はこういう時代なんですよと、皆さんの生活、あるいはお困りごと、そして困った方があそこにいらっしゃる、ここにいらっしゃるそういういわゆるマップづくりにも専念をしていただいて、そのためにはさっき言ったように時間と職員体制も大変ですが、きめ細かな地域集団でお話を進めていくということが大事だと思っております。

さらに、ここの答弁にもありますように、いろんな地域ケア会議とかもろもろの協議をされていらっしゃるんですが、全部これ代表者なんですね。事業所の代表者、医療機関、介護保険にかかわる事業者、この代表の方も大事ですけども、そこに住んでいる方の世話好きな、世話焼きな方のご意見を共有していく必要があると思ってるんですけど、そういうことが、今後は非常に大事だと思っておりますが、そのような一つのモデル地区みたいなことを考えているようなお話はちょっと聞くんですが、いかがですか。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 答えいたします。

ただいまご指摘のありました趣旨については、十分理解をしているところでございます。お話もございましたように、本市でも「支え合いマップづくり」これにも取り組んでいるところでございまして、あわせてボランティアポイント制度につきましても実施をしているところでございます。現在のところボランティアポイント制度につきましても活動内容としましては、介護保険施設等における相談相手とか、施設内の清掃とかというような事業が主でございしますが、将来的にはボランティアポイント制度の活動内容を地域貢献見守りであるとか、清掃活動等を含めたところで検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、市長の答弁にもありましたこの地域ケア会議につきましても、現在のところ一般の住民の方が入っていないというような状況はあるところでございますが、ご指摘のように地域の皆さん、あるいは利用者等の方々の声を十分反映しながら、この会議についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（森川和美君） このことは、ぜひ一つ今まで以上に熱心にきめ細かく工夫を凝らしながら進めていっていただきたいと。あと10年後、15年後には相当な高齢者になってまいります。

また、聞くとところによりますと本市と医師会との関係があまりよろしくないというお話も聞くんですが、これは始良郡の医師会になっているという話で、始良市内の医師会の代表あたりとは良好な関係だとは思っておりますが、そこらあたりも、ぜひひとつ努力をしていただいて進めていただきたいと思います。

最後の西始良公民館ですが、もう時間がありませんので、先ほど館建設には7,000万円以上かかる

ということだったんですが、土地のほうは適当なところがあれば、本市の有休土地と等価交換という方法もございますし、あるいは4自治会がございますから、4自治会から500万円ぐらいずつ出してもらおうと、そうすると2,000万円ですね。それぐらいのお金はあるんじゃないかと思っておるんですが、これを最後に質問いたします。

○教育部長（小野 実君） 先ほどの答弁の中でもありましたように、社会教育法の中でのこれまで平成10年までは補助金はありませんでしたが、今現在、補助金はないということと、旧この3地区においては、加治木地区におきましては各小学校に校区公民館全てあります。蒲生地区については15地区の公民館があります。始良地区におきましては西始良地区とそれと始良地区においても地区公民館がないということで、両方、今後並びますとなかなか財政的には厳しい面がありますので、今後コミュニティ政策は今後整備されますので、その中でどういう取り扱いになるかということになるだろうと思いますので、今の現在では、社会教育法という社会教育法に基づく施設ということについては、今のところ建設の予定をしておりません。

○18番（森川和美君） 終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで森川和美議員の一般質問を終わります。

次に、17番、和田里志議員の発言を許します。

○17番（和田里志君） **登壇**

おはようございます。議員活動の中で最も華やかで意義のある発言の場とされるこの一般質問で、今回は抽選で2番目に質問の許可をいただきました池島町の和田里志でございます。4月の市長・市議会議員選挙後初めての定例会、本日は足元の悪い中、多くの方々に傍聴にお越しいただき厚く御礼を申し上げます。また、さきの市議会議員選挙におきましては、一方ならぬご支援を賜りましたこと、この場を借りて重ねて御礼申し上げます。

さて、世界中が熱気に包まれている世界最大のスポーツイベントFIFAワールドカップブラジル大会、残念ながら日本は決勝リーグへ進めませんでした、ベスト8が出そろい、まだまだその興奮のつばはおさまりそうにありません。

そのような中、政府は1日の臨時閣議で集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈変更を決定しました。自衛隊発足以来、堅持してきた専守防衛の理念を逸脱しかねない、戦後安全保障政策の大転換とも言え、国民不在の政府・与党の議論で拙速に進められた印象は免れません。

自衛隊と米軍の役割を定めた日米防衛協力指針ガイドラインの年内改定に向け、今後、関連する法整備が行われていくと思われますが、国民が理解し、支持しない安全保障論議は、将来に禍根を残すことになるかもしれません。

私も海上自衛隊航空基地の最前線で働く子を持つ親として、さらに隊員に負担を強いられることにつながらないか、その不安は拭い去れないところであります。「決めるときには決める」、その言葉どおり安倍総理のさまざまな課題に対し、目を背けずに正面から取り組んでいくという姿勢、そのリーダーシップには敬意を表するところでありますが、国民不在、後に汚点を残すことにならないように、誰のため、何のためか、課題は違っても同様のことを市政でもその運営のトップに立たれる市長にも

お願いし、また、その監視役としての責任を、私も是々非々で果たしていくことを申し上げ、通告しました質問に入ります。

質問事項 1 点目、選挙の総括と今後の対応について。

要旨 1、4 月に行われた始良市長・市議会議員選挙の結果及び投票率について、それらを市長としてどのように受けとめ認識されているか、その総括と今後の対応について伺います。

2、今回の選挙から、はじめて選挙公営制度が設けられましたが、そのあり方と周知徹底は図られたのか。立候補予定者説明会や立候補届け出書類事前審査及び立候補届け出受理などの一連の選挙事務及び開票作業等について、その結果はどうであったのか。

3、市長選挙においては、その告示前からさまざまなその運動用と思われるポスターが張られるなどし、また市議会議員選挙においても、候補者の写真入りのポスターが事前に張られるなど、一般的市民感情からすれば選挙運動違反ではないかと思われるような事案が見受けられましたが、問題はなかったのか、またその指摘・指導は適格になされたのかどうか伺います。

質問事項 2、施政方針とマニフェストについて。

2 期目の信任を得、その就任あいさつの中で、市の成熟を高める第 2 ステージ「起」から「承」へこれからがまちづくりの本番、予算を保健・医療・福祉に優先配分しながら経営感覚のある効率的な行財政を目指すとして述べられました。そこで以下の考え方取り組みについて伺います。

要旨 1、今回の補正予算、肉づけ予算これらの基本的な考え方について伺います。

2、マニフェスト、市民の皆様へのお約束として、すぐに取りかかる重要政策、県内初となる食物アレルギー食を提供する保育所への助成、生活支援として商工会商品券に 1 割のプレミアムを助成、空き家に居住するためのリフォームに補助の 3 点を挙げられましたが、思いどおりの予算編成ができたかどうか伺います。

3、2 期目にあたり最も重要視する施策と、今後新たに取り組む施策について伺います。

4、市民の皆様の生命・財産・暮らしを守り、安全・安心、快適な日本一暮らしやすいまちになるために、8 つのまちづくりの基本理念を掲げられました。どれも重要かつ誰もが目指す将来像であると思われますが、特に快適で暮らしやすいまちづくり、安全・安心なまちづくりについて、本市でも昨年、重富小学校近くで起きた凶悪犯罪や蒲生の強盗事件、不審者による声かけ事案、最近でも覚せい剤所持、児童ポルノ法違反事件など、その不安は一向に拭いきれていません。これら防犯対策の一つとして、地域の防犯灯、街路灯の設置があると思われますが、その現状、実態と設置基準について、またその考え方、今後の対応について伺います。

以下は一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

和田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1 問目の選挙の総括と今後の対応についてのご質問につきましては、選挙管理委員会のほうで答弁いたします。2 問目の施政方針とマニフェストについての 1 点目のご質問にお答えいたします。

本市においては、4 月に市長選挙が実施されたことから、本年第 1 回定例会において議決していただいた当初予算には、経常的な経費、政策的な経費のうち、継続的に実施すべき事業及び実施時期など関係から、当初予算措置が必要な事業並びに特別会計予算を計上いたしました。この骨格予算を受

け、本定例会に上程しております一般会計補正予算は、いわゆる肉づけ予算として、私の選挙公約や政策的事業、新規事業を中心に第1次総合計画の具現化に向けて策定した、第4次実施計画の着実な実施を最優先課題として編成いたしました。

2点目のご質問についてお答えいたします。

マニフェストにおいては、第1次始良市総合計画に基づく8つの将来像のほかに、すぐに取りかかる重要施策として、県内初となる食物アレルギー対応食を提供する保育所への助成、生活支援として商工会商品券に1割のプレミアムを助成、空き家に居住するためのリフォームに補助の3つの施策を掲げております。

本定例会に上程しております一般会計補正予算には、これら3つの施策のうち、プレミアム商品券及び空き家リフォーム補助の2つの施策にかかる予算を計上いたしました。なお、食物アレルギー対応食を提供する保育所への助成については、県内初ということもあり、今後調査研究等を含め、その実現に向け進めてまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

最も重視する施策は、1つ目に地域力の強化、2つ目に子育て環境の改善、3つ目に都市計画によるまちづくり、4つ目が農産物の生産体制の強化であると考えております。今後新たに取り組む施策は、公約でお示した各種施策の具現化に向け行動することであると考えております。

このことに加えて進める施策としましては、旅館・ホテルの誘致とその支援策の改善、予定されているイオンタウンの施設内に行政サービスコーナーを設け、市民の利便性の向上を図りたいと考えております。また、蒲生地区への新たな住宅地の供給を進め、始良市に住みたいとする人々の思いに応えるとともに、人口増加につながる施策を進める考えであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、防犯対策の一つとして防犯灯設置があります。防犯灯は児童・生徒が利用する主たる通学路の安全確保を目的とした「通学路防犯灯」と、地域の防犯を目的とした「自治会防犯灯」があり、市または自治会等が設置し、及び管理を行っております。なお、自治会防犯灯を設置したい自治会等から要望があった箇所については、現在のところ全て応えているところであり、その設置費用の一部を、市防犯・暴力追放協議会において助成しております。市といたしましては、今後もこれら二通りの設置方法により対応していきたいと考えております。

○選挙管理委員会委員長（久保洋幸君） 選挙管理委員会委員長、久保でございます。

1問目の選挙の総括について1点目の質問にお答えいたします。

合併後2回目となる今回の始良市長選挙及び始良市議会議員選挙についての投票率であります、市長選挙が61.43%、市議会議員選挙が61.42%の投票率であります。前回はそれぞれ7.26ポイントずつ下回っております。

今回の投票率が下回った要因としては、幾つか考えられますが、当日の天候の影響や、また本市に限らず、政治への無関心や不満・不信、レジャー等の優先など、近年の全国的な投票率の低下の影響を受ける形になったことであろうかと考えております。

また、20代、30代などの若年層の投票率の低下が言われており、社会にかかわりを持つようになってから期間が短いことや、子育て世代や婚活世代が多いため、自分の生活を優先する人が多いのではないかと推測されております。

選挙管理委員会としましては、今後とも投票率向上に向けて、県や他市町村、関係機関と連携しながら、啓発活動や将来の有権者である子どもたちを対象に、学校での模擬投票の実施など、投票率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の質問にお答えいたします。

本市での選挙公営制度は、公正と平等を確保し、金のかからない選挙を実現するため、公職選挙法に基づき、平成25年7月8日に実施され、今回初めて適用となりました。選挙公営制度の説明については、本年1月20日に市議会全員協議会において、また3月22日の立候補予定者説明会においても、様式の作成例を添付して説明したところであります。

また、届け出の必要な申請書については、事前に審査確認を行うなど、当該制度の周知は図られたものと認識しております。選挙事務については、選挙告示日以後、期日前投票を市内3か所で行い、投票日は市内56か所で投票を実施いたしました。

開票については、加治木体育館で午後8時半から開票作業に入り、市長選挙は午後10時40分に、市議会議員選挙は、午後11時15分に確定し、開票作業においても、大きなトラブルもなく、前回より早く終了することができました。今後も正確かつ迅速に開票作業を行うよう努めてまいります。

3点目の質問にお答えいたします。

選挙運動については、候補者が行う選挙活動と、政党やその他の政治活動を行う団体の活動があります。候補者が行う選挙運動については、告示日の立候補届け出が受理されてから行うことができることとなっております。

また、政党やその他の政治活動を行う政治団体については、告示日以前は政治活動として行うことができますが、告示日以降は、政治活動としてではなく選挙運動として、公職選挙法の規制を受けることになります。

議員ご指摘の運動用ポスターについてであります。告示日以前については、政治活動としての政党や、その他の政治団体の政治活動の範囲に含まれておりますが、告示日に届け出を受理された以降は、それら個人演説会ポスターなど、特定の候補者が類推できるポスターなどの掲示はできなくなり、告示日までに全て撤去しなければなりません。このポスターの撤去については、立候補予定者説明会で、特に強調してお伝えしたところであります。なお、これらについては、県選挙管理委員会の助言を受けて、必要な措置を行ったところであります。

今後におきましても、本市で執行する選挙については、公職選挙法に基づき、県選挙管理委員会や県警察本部、始良警察署と連携を図りながら、適宜必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○17番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入りますが、先に行われた選挙の結果及び投票率について。

まず冒頭に、市長としてどのように受けとめ認識されているかということで、わざわざ質問通告書にも相手先を市長と、それと選挙管理委員会委員長ということで名指しで通告したわけですが、市長の答弁がなされておられません。市長としてどのようにお考えかお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 今回の投票率の低下ということの一因については、市民に分かりやすいマニフェストの提示ほか、政策論争が活発に行われる、そういう選挙にできればもうちょっと投票率も上が

ったのではないかと反省しているところでございますが、そういう中で、今回、選挙が行われたということ中で過ぎまして、いろいろとそういう反省はするところでございますが、今後についても現職市長として、市民の皆様は政策がわかりやすくお示しをする努力を重ねることが大切であると反省したところございます。

○17番（和田里志君） それでは次にいきますが。市長は施政方針の中で、「選挙により、本市の将来を市民の判断にゆだねるということは、健全であり現職以外に立候補者があったことは、本市の新陳代謝を活性化する基盤が盤石であり、健康的なまちである証拠であったと冷静に受け止めた」このように述べられました。

私は日置市吹上町の出身でございます。日置市は本市と姉妹盟約を結んでおり、さまざまな交流も行っております。昨年5月に行われた市長・市議会議員選挙は無投票でした。ほかにもこのような例はよくあります。

極論ですが、そういった結果的に無投票であったところは健全でない、新陳代謝が行われない、健康的でない、もちろんそこまでは言われたいと思いますが、この本市の新陳代謝を活性化する基盤が盤石であり、この考え方について、もう少しわかりやすくお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） 選挙を経て市民といろいろとお約束をするわけでございますが、そのことを通して、さらにいろいろと政策を展開する中で、いろいろと提案したことが信任された形になることから、次のステップに向けて環境が整っていくという意味で、選挙は大切であるという認識のもとでございます。

一方で、この根拠的なことでございますが、これは私のコミュニティに対する価値観によるものでございますが、この多くの人が集まり住むところは、つまりコミュニティであります。このコミュニティは人の住む規模に応じて、呼び方も少しずつ異なってくるわけですが、小さい単位によりますと、自治会がその一つになるというふうに考えております。

次なる規模については、今皆様にご相談しておりますけれども、小学校区単位をコミュニティと捉えまして、地域コミュニティという呼び方をさせていただいているところでございます。そうしますと、始良市も一つのコミュニティとして捉えることができるということになろうと思います。

どのようなものがコミュニティかということでございますが、言いかえますとコミュニティの価値とは何かということであります。それは政治参加、相互扶助、つまりご近所さんの助け合いと言われるようなものでございますが、それから連帯、地域で助け合うことという、この3つの要素があるのがコミュニティであるとする考え方があるわけであります。

市民の政治参加は、究極には市民が施策決定に参画していくということであろうというふうに思います。そういう意味でその方法として最も大きいのが選挙であります。選挙人として政治参加する方法もありますでしょうが、私が行ったように立候補して政治参加する方法もあるわけであります。

コミュニティの中をよい施策で満たしていこうと、みんなの思いを行動に移すことの 하나가政治参加であるというふうに考えております。このコミュニティの価値である政治参加が行われているところが健全であると申し上げたゆえんであります。

私もいろいろとこの自治ということやら、政治参加ということについても、市民の皆様にお話をしているわけですが、そういう中でよく例えられるのが、リンカーン大統領の演説の中に、「人

民の人民による人民のための政治」というのがございますが、これが民主主義の原則を明確に表明しているというふうに、私もかねてから捉えておりまして、そういう意味でこのコミュニティに参画する、そしてそれを自己責任のもとにいろいろとつくり上げていく、その手法としての選挙があるという位置づけで申し上げたところでございます。

○17番（和田里志君） 市長のお考えはよくわかりました。

次に、選挙事務について少し聞いていきますが。答弁では開票関係について大きなトラブルもなく、前回より早く終了することができたということで答弁されておりますが、これはそのとおりだと思っております。

私はまず、受付事務について、立候補届け出書類の事前審査を行ったにもかかわらず、書類の間違いや訂正があったようにもお聞きしました。市長・市議会議員合わせて候補者が29人あったわけですが、その受付事務が全て終了したのは何時かと、何か問題点はなかったのかお尋ねします。

○選挙管理委員会委員長（久保洋幸君） この件につきまして選挙管理委員会事務局長に答弁させます。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 選挙管理委員会事務局長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

立候補の受付が終了したのは何時かということでございますけれども、4月13日の告示日に8時半から受付を開始いたしますけれども、その開始前に来られた方が市議会議員立候補者の方は26名になります。そしてこの26名の方に対しまして、届け出を決めるくじを2回引きまして、それから実際の届け出の受付に始まります。このくじを終了いたしましたのが8時50分で、それから順次受付を開始いたしました。3組で受付体制をとりまして、最終的に終了いたしましたのが10時10分となっております。

以上です。

○17番（和田里志君） 今回から3町一緒になった受付ということで統一された選挙になったわけですが、そういう中で30人近い立候補があったと、そういう中ではいたし方ないことかと思っておりますが、かなり候補者によっては出陣が遅れたとかというような話を聞きました。

次に、選挙公営制度についてお尋ねするんですが、選挙公営の趣旨はお金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として制度化されていると思っております。

この、選挙公営制度ですが、これは選管も含めて、初めての施行・適用であったわけですが、果たして関係者に周知徹底されたのか、市議会全員協議会において、あるいはまた事前説明会において制度は周知を図られたというような形で答弁されましたけれども、様式を示されて周知を図られるようにされたわけなんです。より細かな事務的なことがなかなか、そこまで説明しないといけないのかどうかというのがあるかと思うんですが、例えば選挙が終わってからの届け出事項とか、あるいは契約、あるいは証明書とか、そういうより細かなこと、そういうことが私としてはこちらの受けとめ方も悪かったんでしょ。周知徹底されてなかったのではないかと。議員の皆さんがかなり手間取っておられた。このように感じるんですが、もう一度お願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） ただいま、選挙公営の説明事務につきましては、答弁の中でありましたように、説明のほうはいたしましたけれども、また、当市の選挙管理委員会のほうも、今回、初めての実施ということもありまして、我々のほうにも勉強不足があったことは否めないと思いますので、今後につきましては、これにつきましてはの説明会、もっと丁寧な形でまた実施できるように検討してまいりたいと考えます。

○17番（和田里志君） ぜひ、今後については、そういう形でもう少し丁寧な説明指導をお願いしたいと思います。

次いで、中身について少しお尋ねしますが、選挙運動用自動車、選挙カーですが、この運転手についてですが、選挙カーについては、親族以外の他人から、業者あるいは他人から借りた場合の費用、あるいはまたその燃料代や運転手の雇用まで、この公費で支払われるように今回からなりました。

この運転手の雇用なんですが、市長にお尋ねしますが、市長は今回の選挙で何名の運転手を雇われて、どういう体制で、1日1人だったのか、1日何人か交代で運転させたのか、どういう体制で運転させられたのか、お尋ねします。

○市長（笹山義弘君） この選挙事務につきましては、私の場合は、後援会の事務局に一任をしておりましたので、そこで図られたものというふうに思っております。

○17番（和田里志君） 事務についてはそうなんですが、市長も実際に選挙カーに乗ってらっしゃいますよね。そうしますと、運転手が1日に、例えば交代されたとか、1人の人がずっと朝から晩まで運転されたとか、その辺はどうだったんですか。

○市長（笹山義弘君） 運転手の運用がどうであったかということでございますが、今、確とした記憶がございませんので、お答えなかなかしにくいところでございますが、議員も活動する中でおわかりだと思いますけれども、通してずっと乗り続けるということは不可能でございますので、休憩、休憩を入れるということやら、昼食の関係もございますので、その辺を考慮して運用されてるんじゃないかというふうに思います。

○17番（和田里志君） 今、市長もおっしゃいましたように、難しいことじゃないんですね。1日に何人で車を運転したかと。ただそれだけなんですが。

おっしゃったように、1人で車を運転するのは非常に不可能に近い。選挙時間も朝8時から夜の8時まで、12時間ですよ。期間も7日間。

だから、当然、ほとんどの候補者の方が、運転手も何名か用意されて、午前と午後と交代されたり、あるいは時間的に交代されたり、されてると思うんですが、始良市議会議員及び始良市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例。非常に長い名前の条例で。

これは、昨年7月、施行されたわけですが、この第4条（2）のウなんですが、当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合、事務的なことをさしてるんですが、云々とずっ

と続きます。その最後に括弧書きがあるんです。同一の日において、2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限るという括弧書きがついてるんですね。

もう少しわかりやすく言うと、複数の運転手を頼んで交代で運転してもらっても、公費では1人にしかその報酬は支払われない。そういうことなんです。1日分の決められた上限というのが、限度額があります。例えば1日、限度額は限度額で決めないといけないし、これでいいと思うんです。それを、例えば1日交代で、午前と午後と2人で運転しようと、2人使った場合。なぜ半分ずつ分けることができないのか。

この条例でいくと、請求は1日1人だけ分しか請求できませんよとなってるんですね。なぜなんですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） お答えいたします。

この選挙公営制度につきましては、選挙用自動車、運転手ほかに、通常はがきでありますとか、ビラ、ポスターなどが公職選挙法施行令第194条に規定がございますので、この法令に準拠して、本市の条例のほうも制定しております。

以上です。

○17番（和田里志君） その条例に準じてというような言い方だったかと思うんですが、どこの市町村の条例を見ても全く同じ条文なんです。

ところが、これ以外にもいっぱいあるんですが、全国的に、これおかしいんじゃないかというような市町村が出てきてまして、市が出てきてまして、議員提案による改正が既になされたところもあります。

そしてまた、過去には、選挙ポスター代や燃料費の水まし請求が発覚した自治体もあって、この法制度の基準は実態と合っていない。だから、見直そうというような自治体もほかにもあります。

本市も、早急に改善すべきは改善すべきと思いますが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 今回、選挙公営につきましても、始良市は初めての施行ということになりますので、今後、これまでの実際の経緯とか、今回の検証をいたしまして、また、今後、法改正等がなされた場合、他市の状況も含めまして、それにつきましては、選挙管理委員会のほうとしても対応していきたいとは考えております。

以上です。

○市長（笹山義弘君） このような細かなことですが、実務面の説明も詳しくはされなかったように思いますが、これは、昨年の7月、私たち議員みずから、議員も賛成して、制定された条例であります。

ところが、施行をされて、適用されて、あるいは当事者になって初めて気づかされる部分がたくさんあります。そういう面で、今後、改善すべきは、一緒になって改善していけたらと思っております。

次に、選挙の総括という意味で、両選挙とも、候補者にとっては非常に厳しい戦いであったと思いますが、その運動のあり方、特に、選挙運動用ポスター。私も、表現がふさわしいかどうかわかりませんが、選挙運動まがいのポスター、これについて、2つの例でお尋ねをいたします。2つの例と申し上げますが、その関係する候補者本人、それを誹謗中傷するようなものではないことはあらかじめ

め申し上げます。

公職選挙法では、答弁にもありましたけども、選挙運動と政治活動を分けて考えている。ということ、私自身理解しているつもりですが、一般市民にはなかなか分かりづらい。そして、我々もなかなかうまく説明できない。

1つのポスターの例ですが、始良市再起動市民タウンミーティング、6月22日日曜日午後6時より始良市松原上自治公民館。こういうポスターが市内全域に立てられました。この6月22日、市民タウンミーティングは開催されたんですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） お答えいたします。

この政治団体の政治活動につきましては、市の選挙管理委員会の職務の範疇ではないために、その点は確認しておりません。

以上です。

○17番（和田里志君） 今、指導の範疇ではないと。それでいいんですかね。

その件は別にしておきまして、例えば、民法でよく言われるんですが、条件つき、あるいは、停止条件つき契約とかあるわけですが、それだったらいいですよ。何々であればとか、もしこうしたら。

これは、日時、場所まで指定、明示しながら、ところが私の確認では会場の予約もされておられません。そしてまた、開催を中止するような案内もなされた形跡はありません。これは、今、市の選管が範疇にないというようなことを言われましたが、結果的に、有権者を愚弄したと言われても仕方ないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 政治団体の活動につきましては、その団体の運営、それから、方針に基づいてされることと存じておりますので、選挙管理委員会のほうでお答えすることはできません。

以上です。

○17番（和田里志君） かたくなに、選挙管理委員会のほうでは、お答えすることはできないと。

では、一般的にお尋ねしますが、2、3か月先の予定を書いたポスター。なぜ、こんなことを言うかと言いますと、こういうことが認められれば、まねをする人が出てくると思うんですよ。それでいいんでしょうか。

法にかからないから、やってもいいというんでしょうか。もし、何らかの疑いがあるのであれば、さらに、協議して、市のほうから積極的に指導するとか。やはり、そういうのに、打って出ないといけないと思うから言うわけですが。

じゃ、一般的に、さっき言いかけてましたが、このような表現は、どの程度まで、あるいは、どこまで許容されとお考えですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） お答えいたします。

個々の事例の選挙違反に関する判断やそれから、選挙活動の実状把握等、選挙が公正に執行される

ための取り締まりに関すること、これらについては、検察官、公安委員会の委員、及び警察官の職務であり、選挙管理委員会にはその職務権限はありませんのでお答えする立場にはございません。

○17番（和田里志君） これ以上聞いても、それ以上の答えはでないでしょうから、次にいきますが、公選法違反発端の選挙なのに、違法ポスター後を絶たず。

これは、4月25日、南日本新聞の記事ですね。これなんです、公職選挙法では、何人も選挙について、そのポスターを他人の工作物に提示しようとするときは、その管理者の承諾を得なければいけない。このように、定めてますね。

市道、始良市の道路ですが、それについてお尋ねしますが、市道にある電柱、あるいは電話柱、道路標識、街路樹等々あると思うんですが、その管理者はだれですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 市道につきましては、始良市の管轄になるかと思います。

○17番（和田里志君） 選挙前に、ある政治団体のポスターが、市内全域の多くの電柱に掲示されました。しかも、市議会議員に立候補、当選した議員の名前と顔写真入りであります。

これは、市の許可を得て掲示されたんですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 先ほどの答弁にもございましたように、政党その他の政治団体の政治活動の中に含まれるものにつきましては、政治活動としてのことになろうかと思いますけれども、ただ、電柱その他につきましては、市の所有物であるものにつきましては、違法であるとした分につきましては、告示前のポスター等につきましては、これは、鹿児島県屋外広告物条例によりまして、禁止物件であります電柱、街路樹につきましては、張り紙や立て看板を撤去するように警告シールを張りまして、それで、シールを貼りましてその5日後に撤去するようにしていましたが、そのほとんどは自主的に撤去された模様でございます。

一部撤去されてないものにつきましては、市のほうで除去のほうを行って、その旨の告示を行っております。

以上です。

○17番（和田里志君） 今、ありました2つのポスター例は、これは両者とも政治活動用のポスターであったと、このように理解していいですね。

これは、東京都練馬区が出している政治活動用文書図画の掲示制限という公式ホームページの写しなんです、これに書かれておるのを見ますと、政党やその他の政治活動を行う団体が、その政治活動のために使用するポスターであっても、氏名、または氏名が類推されるような事項を記載されたものが候補者となったときは、掲示制限の対象になる。はっきりとこのように細かく、これ以外にたくさんあるんですが、書かれてるんですね。やはり、始良市でもこういうような啓発とかいろんなことは、何らかの方法でやっていかないといけないと思うんですが、ですから、掲示制限の対象になると。

ですから、今の答弁でしたら、その判断に基づいて、選挙の告示までには撤去するように指導した。その認識でよろしいですか。

もう一つ、事前運動の恐れに当たる事例を申し上げますが、同じ場所に、同じポスターを何枚も張ってあると。これについては、どのように対処されましたか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 先ほども申しましたように、その個々の事例の公職選挙法違反につきましては、選挙管理委員会のほうには、その職務権限がございませんのでお答えすることはできません。

以上でございます。

○17番（和田里志君） これは、この練馬区のホームページを見ますと、事前運動に当たる恐れがある事例として、わざわざ掲げてあるわけですね。

事前運動に当たる事例ということで掲げてあれば、これは選管の管轄じゃないですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） その個々の事例につきましては、公職選挙法で限定的に禁止されております戸別訪問でありますとか、買収とかそれにつきましては、選挙管理委員会のほうで指導いたしております。

この政治活動と、それから、ポスター掲示につきまして、微妙なところにつきましては、県の選挙管理委員会のほうの助言を仰いだりとか、そういう形で指導するしない。そういう形でしているところでございます。

以上です。

○17番（和田里志君） 私にとっては、非常に、歯切れの悪い答弁としか思えませんが、市では、シルバー人材センターに委託して、違法な看板や張り札等を発見した場合は、事前に警告した上で、先ほどもちょっと言われましたけども、その撤去を定期的に行っておられますが、始良市環境美化条例、この9条の3に禁止行為等が書いてありますが、市民等はみだりの置き看板、のぼり旗、張り札等を云々と、してはならない。これとの関連はいかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） 市の美化条例のほうにつきましては、ごみの散乱というのを主な目的にしておりますので、このポスターのほうにつきましては、ちょっと該当しないような形になるかと思います。

以上です。

○17番（和田里志君） 今、ごみの散乱と言われましたけど、張り札というのをちゃんとうたっておられますよね。これは、張り札というのをちゃんとうたっておられますよね。これは、張り札は、ポスター関係はそれの類に値しませんか。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 今、環境美化条例の件が出ましたが、確かに、環境美化条例のほうでは、みだりに張り札、看板等をしたらならないというふうになっております。

ただ、改善勧告につきましては、環境美化条例のほうでは、空き缶、雑草、ふん等について改善勧告はしておりますけど、張り札、置き看板については、改善勧告の対象ではございませんので、今回

の分については対象じゃないと思います。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 条例の解釈の違いだろうと思いますが、時間がありませんので、次、いきます。

施政方針とマニフェストについて聞いていきますが、3月の定例会の一般質問で新年度予算、骨格予算についてお尋ねしました。

そこでは、新規の政策的経費、これは、6月に出す肉づけ予算について、新しい市長がマニフェストも含めて、自分の意向を反映させた事業内容で予算編成され、提案し、審議していただくと述べられました。

そこで、その財源について、さらに、お尋ねしたわけですが、これは、前年の繰越金で対応するというようなお話でございました。3月の時点で、その繰越金を10億円程度と、剰余金が10億円程度出ると試算されておりましたが、そのうちの半分は決算積立、残り半分为26年で送ると。そして、骨格予算で当初計上したのが1億6,800万円、残りの3億3,200万円が6月補正の財源として肉づけ予算として編成されると、このような答弁をされました。

昨年度の繰越金、もう確定してると思うんですが、幾らになりましたか。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

ただいま、決算関係については、監査のほうで調整中ではございますけれども、概略について申し上げます。

25年度の決算における26年度の繰越金額は、剰余金で言えば、9億8,405万円でございます。当然、そのうちの半分以上ということで、5億円を財政調整基金のほうに積む予定にしておりますので、残り4億8,405万円ということで、26年度の繰越金はそういう形で考えております。

今回の6月補正のほうで、最終的には、補正額としているものが1億9,105万9,000円でございますので、それを差し引きますと、最終的な留保というのは、約2億9,300万円ほどという形になります。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 大体、3月の時点の予想とほとんどかわらないような答えでございます。

市長は、まちづくりを進める大事な時期にある中で、地域経済の状況とは異なり、来年度から、普通交付税の段階的な減額が始まり、行政支援が縮小していくとこのように述べておられますが、具体的には、27年度から5年間でどのくらいの縮減になると試算されているのか。総額と年度ごとにお分かりでしたら、お示してください。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） 普通交付税の縮減関係のことでご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

普通交付税につきましては、例えば、24年度決算におきまして、歳入交付税の中でも、歳入全体の中で32.0%占めております。本市におきましても、この地方交付税については、大きく依存しているのも、実状でございます。

そして、普通交付税のその中でも、また、大きなほとんどを占める普通交付税でございますけれども

も、今、議員のほうからありました27年度から31年度の5年間、合併算定外のほうも、段階的縮減期間ということで入ってきます。

この年度ごとの縮減率でございますけれども、平成27年度においては0.1、28年度で0.3、29年度で0.5、30年度で0.7、31年度で0.9ということで、縮減率を合計しますと、2.5になります。

単純に、平成25年度の、普通交付税の一般算定替と、それから、合併算定替の差額は12億5,000万円ですので、計算しますと31億3,000万円ほどになります。5年間で。そういう状況でございます。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 5年間で31億3,000万円。松原小学校の予算を大きく上回るような金額が縮減されるというのがよくわかるわけですが。

もう一つ、広報あいらの中で、市長が予算を医療福祉分野に優先配分しながら、経営感覚のある効率的な行財政を目指すというような挨拶をされました。市長の経営感覚のある効率的な行財政、これについて、お考えをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 市民の安全安心を確保する中では、民生費を含め扶助費、これ、大変重要な位置を占めております。

そういうことから、市民の安全安心をしっかりと確保するためには、優先予算の確保を、まず努めなければならないということから行いますが、一方では、この算定替の5か年のこの時期をもって、これまで大きく政策ができなかったそれらの大きな事業については取捨選択をしながら実施していくということであろうと思います。

このことが、先に延ばしてできるかというとても非常に難しいものでございますので、その辺のところのバランスを見ながら、図っていくという気持ちで申し上げております。

○17番（和田里志君） 時間がなくなりましたので最後の質問にいきますが、防犯対策の一つとして、街路灯を挙げました。そして、その実態と設置基準についてお尋ねしたんですが、これの答弁がありません。設置基準についてはどうなってますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯灯の設置基準につきましては、自治会防犯灯は自治会の一部負担と、また、市防犯暴力追放協議会、こちらからの補助で実施しております。また、防犯灯は、もう一つありまして、通学路防犯灯は全て市の費用で設備をしております。

以上でございます。

○17番（和田里志君） 私が申し上げてる設置基準というのは、どういうところに設置するかとその基準のことなんですが、それもちよっと話をしてもかみ合いませんので、最後に、もし、今ある防犯灯を全てLED化した場合にどれぐらいのコストがかかって、そしてまた、そのランニングコストの軽減をどのくらいと見てらっしゃいますか。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいまのご質問にお答えします。

自治会防犯灯一灯の電気料金でございますが、蛍光灯で月額約250円で、市内全域に設置してある5,107灯全てで月額131万3,180円になります。LEDにおきましては、1灯の電気料金は130円で。

○議長（湯之原一郎君） これで、和田里志議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分間程度とします。

（午前11時00分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時08分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 登 壇

傍聴者の皆様、大変ご苦勞さまでございます。

今回は20人の方々がそれぞれの視点から一般質問を通告しておられます。

去る平成26年6月12日、本議会の開会日でございます。始良市長笹山義弘、報告第3号 平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書が提出されました。その中で、現年土木施設災害復旧事業1億6,722万1,000円ほか、11事業となっております。

これについては説明が付してございません。なぜ繰越明許になったか、全くわかりません。

報告第4号では、平成25年度始良市水道事業会計予算の繰越明許額使用計画について、平成26年6月12日提出、始良市長笹山義弘となっております。これにつきましては、船津浄水場汚泥濃縮施設設備設置工事システム8,693万円、繰越しの理由は、建築工事施工段階において軟弱地盤の改良に時間を要したことによる工期延長と明確に説明してあります。このように説明すると、誰でもわかると思います。

ですから、やっぱり一般会計のほうも誰にでもわかるように、今後はそのような説明を付していただきたいと思います。

それでは、さきに通告した6問について質問をいたします。

質問事項の1、都市計画街路について。

その1、国道10号、いわさきガソリンスタンドより重富駅に通じる道路建設計画は、どのようなになっているか。

要旨2、幅員、延長はどうか。予算について説明を求む。

要旨3、用途はどうなっているか。

質問事項の2、投票率について。

要旨1、過日実施された始良市長、市議会議員選挙の投票率は、4年前に比べ7.26%低下した。これは何が原因か。どのように分析するか。

要旨2、投票率を上げるためにどのように施策を考えているか。

質問事項3、食料自給率について。

要旨1、始良市の食料自給率は幾らか。

要旨2、国、県はどのようなになっているか。

要旨3、ひとたび有事となれば、自前の食糧が必要になる。どのような施策を考えるか。

質問事項4、雇用を守るには。

要旨1、企業誘致の政策は、どのようにになっているか。

要旨2、始良市の若年、中年、高齢者の労働力を、どのように分析しているか。

要旨3、ホテル、旅館等の誘致は今後どのようにになるのか、具体策を示せ。

質問事項5、原子力発電について。

要旨1、川内原子力発電所の再稼働の計画を、どのように考えるか。

要旨2、太陽光発電、風力発電、水力発電などの自然エネルギーに切りかえるべきだと考えるが、市長の考えはどうか。

質問事項6、過疎脱却について。

要旨1、漆地区、西浦地区、新留地区、大山地区、西別府地区、辺川地区、北山地区、木津志地区などの振興策を、どのように考えるか。

要旨2、小規模校の活性化策をどのように考えるか。

あとは一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

田口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、6問目の過疎脱却についての2点目のご質問につきましては教育委員会のほうで、2問目の投票率についてのご質問につきましては選挙管理委員会のほうで、答弁いたします。

1問目の都市計画街路についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

国道10号から重富駅までの道路計画については、重富駅から九州自動車道始良インターチェンジ入り口を経由して鹿児島市境までの3,830mが昭和43年に都市計画決定され、このうち今回ご質問の区間と始良インターチェンジ入り口付近から鹿児島市境までの区間が未改良となっております。

ご質問の国道10号から重富駅北側までは、道路幅員は16mで、延長は約180mであります。

概算事業費としましては、工事費、用地費、補償費等を含めて、約9億円と試算しております。

事業実施の目途については、都市計画マスタープランの交通体系の整備方針において主要な都市幹線道路と位置づけており、本市全体の道路網整備を検討して、計画的な整備を進めてまいります。

次に、3問目の食料自給率についての1点目から3点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市の食料自給率は、農林水産省の食料自給率計算ソフトにより算出いたしますと、およそ24%になるようであります。国の食料自給率は平成23年度の調査では39%となっており、県においては85%となっております。

また、有事があればとのことではありますが、本市で食料が調達できることが一番望ましいことであると考えますが、近年の異常気象等もあり、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることから、国の施策として食料自給率を上げていくということが必要ではないかと考えているところでもあります。

市といたしましては、有用な人材の確保や定着化のために、新規就農者への奨励金の交付、また、集落営農組織等への農業用機械導入に対する補助制度を設けるなど、市独自の支援策を講じながら農

業の振興に取り組んでいるところであり、今後も農家の育成や地産地消の推進に努め、食料自給率の向上につなげたいと考えております。

次に、4問目の雇用を守るにはについての1点目のご質問にお答えいたします。

企業誘致については、ご案内のとおりこの4年間で始良市企業立地促進条例に基づく立地協定を10社と締結しており、そのうち8社が操業を始めておられるところで、新たな財源確保や雇用創出がなされております。

地域の活力は、市民がいきいきと活動することによって実現されます。この活力の維持を支えるベースとなるのは、経済力、すなわち地域産業のパワーでありますので、本市の継続的な活力維持、向上のために、トップセールスによる積極的な企業誘致を進めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本市の労働力について、平成22年の国勢調査の数値をもとに申し上げますと、15歳以上の労働力人口は3,558人となっており、男性が1万9,522人、女性が1万5,536人となっております。

また、生産年齢人口の若年、中年といった区分はなされておりませんが、15歳から39歳までを若年、40歳から64歳までを中年、老年人口にあたる65歳以上を高齢者として労働力率をもとに計算しますと、若年層が1万2,939人、中年層が1万9,282人、高齢者層が2,837人となります。

なお、15歳以上の人口に占める労働力人口の割合を男女別に見てみますと、男性は配偶者の有無に関係なく、20歳代から50歳代までほぼ同様の90%台で推移しております。一方、女性は配偶者がいない場合と男性とほぼ同程度で推移していますが、配偶者がいる場合、20歳代後半から30歳代前半は50%台となり、30歳代後半から徐々に上昇しています。これは、結婚や出産、育児などが女性の働き方に大きな影響を与えているものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

旅館、ホテル等の誘致につきましては、昨年4月に施行いたしました旅館・ホテル誘致促進条例に基づき、業界紙や一般紙による広報や関係機関に対する制度の周知活動とあわせ、事業者への直接的な営業活動も展開してまいりましたが、現時点において誘致には至っていないところであります。

これらのことを踏まえ、今回の補正予算に旅館・ホテル等立地意向調査業務委託料を計上したところであります。この調査は、関東以西に本社機能を有する大規模な旅館、ホテル事業者に対して、本市への進出意向など事業拡大計画などの調査を行うものであります。

今後については、意向調査の結果に基づきターゲットの絞り込みを行い、効果的、効率的な誘致活動を進めたいと考えております。

次に、5問目の原子力発電についての1点目のご質問にお答えいたします。

川内原子力発電所の再稼働計画については、現在国の原子力規制委員会が世界でも最も厳しいと言われている新規制基準に基づき、適合審査を行っているところであります。

今後、規制委員会が川内原子力発電所の審査書案を作成し、意見公募を経て、審査終了となる運びとなっております。

県においては、審査終了後、国と合同で薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、日置市、さつま町の5か所において、近隣市町村の住民を対象に住民説明会を開催する予定であります。

なお、再稼働の問題については、今後の国・県において適切に対応されるものと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市の取り組みとしましては、国・県の住宅用太陽光発電設置補助制度はなくなりましたが、市単独

での補助制度を今年も導入しております。

再生可能エネルギー利用推進については、第1次総合計画や環境基本計画の中で利用促進について触れておりますが、エネルギー問題については国・県等の施策等もありますので、近隣市町村の動向や経済情勢など十分に勘案しながら普及啓発に取り組み、積極的な利用促進を推進してまいります。

次に、6問目の過疎脱却についての1点目のご質問にお答えいたします。

ご質問の地域についてはそれぞれに特性があり、施策を講じる際はそのことも勘案しながら進める必要があると考えております。

一方で、これらの地域には共通する課題があり、地域交通、高齢者福祉、子育て支援、定住促進、有害鳥獣被害対策であります。これらの課題は、将来の生活への不安と地域存続への不安からきていることが分析できます。

これらの課題を少しずつ解決していくことが、この地域の振興につながるものと考えております。そして、その振興策は、地域で暮らす方々の生活様式に変革をもたらすことではなく、現在不安に感じておられることを一つ一つ解消していくことが大切であると考えております。

例えば、将来への不安の中に買い物に対する問題があります。この対策については、個々人の私的な事情もあることから、知人の多い地域コミュニティにより取り組むことが解決の近道となるのではと考えているところであります。

私は、このように実情に合わせた解決策を地域の方々の知恵をもって解決していただくことが、最もよい方法だと考えております。自分の力で解決できる自助、ご近所の皆さんと解決できる共助、校区全体や行政が参加して解決できることは公助として、相互扶助の心で地域を暮らしやすいものとしていくことが大切であると考えております。

私は、基本的にどの地域であっても、人がその土地で生まれ育った事実はその人の人格形成にも大きく影響していると考えており、その人の心のよりどころとなる地域がなくならないように努めていかなければならないと考えております。その上で、地域に住む人々の力ではどうすることもできないライフラインの整備は、行政の手により確実に維持していかなければならないと考えております。そして、地域コミュニティを再構築し、相互扶助や連帯による暮らしやすさをシステム化することで、問題解決に近づくものと考えております。

しかし、都市的な生活形態に変革することで暮らしやすさを支えるということでは、地域の魅力も半減し、地域の存続にもつながらないと考えているところであります。

なお、大山地区、新留地区の校舎の有効活用を含めた地域の振興策を考える必要があると考えております。この地域のよさ、自然との共存を主眼に、不足するものを補うといったことが、重要であると考えているところであります。

○教育長（小倉寛恒君） 6問目の過疎脱却についての2点目のご質問にお答えいたします。

本市内の小規模校においては、入学式、卒業式、それに、秋の運動会など、地域と一体となった教育活動が展開され、多くの方々に子どもたちとのふれあいを通じて活力と潤いを与えていると考えております。

小規模校活性化策については、児童増を図る取り組みとして、竜門小、永原小、北山小、漆小の4校については特認校制度を導入し、4校全体で合計63人の児童がそれぞれの学校に通っております。

また、小規模校では、教育環境のよさを生かし、一人一人に応じたきめ細かい教育が展開されると

ともに、各種作品コンクールへの入賞など、子どもたち一人一人が自信をつける機会も充実しております。

教育委員会としましては、学校は地域の拠点として地域活性化の重要な柱と捉えており、小規模校を活性化することは地元の元気とにぎわいにつながることと考えております。

○選挙管理委員会委員長（久保洋幸君） 2問目の投票率について、1点目と2点目のご質問につきましては関連がありますので一括してお答えいたします。

今回の投票率が下回った要因としては、さきの和田議員のご質問にもお答えしたとおり幾つか考えられますが、当日の天候の影響、また、本市に限らず政治への無関心、不満、不信、レジャー等の優先など、近年の全国的な投票率の低下の影響を受ける形になったことであろうかと考えております。

今回の選挙とさきの第46回衆議院議員選挙と比較した場合に、20代で5.54ポイント、30代で3.94ポイントと、低い結果となっております。これは、社会にかかわりを持つようになってから期間が短いことや、子育て世代や婚活世代が多いため、自分の生活を優先する人が多いのではないかと推測されております。

選挙管理委員会としましては、今後とも県や他市町村、関係機関と連携しながら、啓発活動や将来の有権者である子どもたちを対象にして学校での模擬投票の実施など、投票率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○市長（笹山義弘君） 訂正をお願いいたします。

労働力人口のところ、「35,058人」と読むところを、「3,558人」と読み違えたようでございますので、訂正をお願いいたします。

○8番（田口幸一君） 今、市長が丁寧に訂正をしていただきました。ありがとうございます。

それでは、順に迫って1問目から質問してまいります。

1問目の都市計画街路のところ、答弁として、「概算事業費としましては、工事費、用地費、補償費等を含めて、約9億円と試算しております」という答弁でございますが、この約9億円の内訳です。一般財源、起債、国庫補助金、その内訳はどうなっておりますか。

時間の関係で12時まで終わらしたいと思います。1問1答ということですが、まとめて質問をいたします。

まず、この都市計画街路についての付近の住民に、以前この計画が持ち上がったときに、数m引込めて、あそこに自動車の会社があります。いわさきのガソリンスタンドのすぐ左のほうに、付近の住民に数m引込めて会社や家を建ててくださいと説明があったとのことですが、これは事実ですか。付近の住民、会社の所有者はこういうことを私に話されましたので、これが事実かどうか。事実だったと思います。

2つ目に、重富駅に通じるこの沿線に該当者が何軒あるのか。また、地権者はどっかほかんどこにおられるかもわかりませんので、何人おられるのか。

3つ目に、重富駅前の広場の設計はどのようなになるのか。これはもう既に今回退職された里山議員がよく質問しておられましたが、設計は何か円形になるとか、そういうようなことをこの一般質問の

会場で聞いた覚えがあります。ですから、その重富駅前の広場の設計はどのようなになるのですか。

4点目、道路建設が進めば、移転補償というのが当然ついてくると思います。移転補償費はどのようなになるのか。

まとめて質問しましたので、まとめて答弁ください。

○建設部長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

まず、概算事業費の内訳でございますが、工事費といたしましては1億円から2億円ぐらい。それと、補償費が、まだ設計を行っておりませんので、はっきりと言えないんですけれども、大体、一般住宅が4棟、それと、集合住宅が2棟、店舗事務所が1棟ほど支障になってくるのではないかというふうに思っております、それが大体2億5,000万円から3,000万円。そのほか、用地費等がかかってくるのではないかというふうに思います。

それと、家を建てるときに数m引っ込めて建築をというふうなお話があったということですが、これは建物を建てる時、前面道路が4m以上ないときには建築基準法の中で中心線後退というのがございまして、その関係で、将来的には道路を確保するために、その足りない部分——4mの半分の2mに足りない部分を後退して家屋等の建築をしてくださいというふうなお話があったのではないかというふうに思います。

それから、該当者は何人かということでしたけれども、先ほど用地の関係でお話ししましたが、まだ詳細な設計等も行っておりませんので、建物については大体わかるんですけど、この土地については現在のところ何名ということとは把握しておりません。

それから、この街路の設計はどのようなになっているかということですが、今年度から森山線、それから、松原線の街路の工事のほうに着手をしておりますので、まだ設計のほうは行っていないところでございます。

それから、駅前広場はどのような形になるかということでしたが、この街路をつくりまして、駅前にロータリーというふうな形になるのではないかというふうに思っております。今現在、始良駅前に新しい道路をつくっているんですが、大体それと同じような形になってくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。（「漏れていますよ、移転補償費」と呼ぶ者あり）

移転補償費は、先ほど申しましたように、一般住宅、それから、集合住宅などを含めまして、2億5,000万円から3,000万円、それ以上ひょっとしたらかかるかもしれない（「3億」と呼ぶ者あり）しません、訂正いたします。2億5,000万円か3億円、それ以上になるかもしれません。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 大体見えてきましたけど、1番目のこの数m引っ込めてというのは、2m後退という今部長の説明でしたが、それでいいものかどうか。

それに、これは前のところに答弁があったかと思うんですが、沿線に該当者が何軒、何人あるのかと。これ、建物とか工場のことは今は言われましたけど、一般の民間の方は言われましたか。まだ言っておられないと思うので、それを答弁してください。

あとは答弁がありました。

○建設部長（岩穴口弘行君） 移転補償の件ですけれども、先ほども申しましたように一般住宅が大体4棟ほどかかってくるのではないかと、現在の状況です。これからまた家が建ったりすると、またふえてくる可能性もございますけれども、現在のところ一般住宅は4棟ということでございます。

それから、用地のほうでございますが、用地はまだ詳細な設計を行っておりませんので、まだ把握してないところでございます。

○8番（田口幸一君） 最初の通告で、めどはどうなっているかということについての答弁はなされて、先ほど部長は森山線とか松原線の今設計をしているところであるという答弁だったのですが、この路線の森山線、松原線が済んで、大体何年ごろになるか、わかったら教えてください。

○建設部長（岩穴口弘行君） 市長の答弁の中でもお答えいたしましたように、市全体の道路整備も検討しながら計画的に進めていきたいというふうに思っておりますが、森山線、それから、松原線の街路のほうに現在今年度からかかってまいります。用地のご協力がいただけないと、なかなか工事のほうも進んでまいりません。ですので、そういう用地補償等の交渉が計画的に進みますと、10年後には次の街路計画のほうには入っていけるというふうには思うんですけれども、まだいつからというふうなことは今の段階では申し上げることはできません。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 今、最後に10年後というのは、気の遠くなるような話ですよ。これは笹山市政が2期目を迎えて、2期目の4年、そして、3期目も恐らく出られるというふうに私は踏んでおりますが、笹山市政の間にこの都市計画街路が実現することを望んで、次の質問に入ります。

投票率についてですが、先ほど同僚議員が詳しく説明されましたので、それと重なる部分が出てくるかと思うんですが、重なっておるところは、私が今から質問します、もう割愛して下さって結構です。

まず1点目に、この答弁の中にも少し年代はあって、私は若年者は投票率が低いというふうに踏んでいますが、そこで、質問をいたします。20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代、90歳代の投票率は、どのようになっているか。これはもう統計として出ているんじゃないかと思います。もう選挙も終わりましたので。

それから、2つ目に、始良地区、加治木地区、蒲生地区の投票率の差をどのように分析をしておられるか。一番よかったのは蒲生地区、次が加治木地区、始良地区というふうになっております。これも既に終わっております。

それから、3つ目に、笹山市長は61.42%、また、61.43%の4年前に市長自身の選挙にこの投票率の低下がどのように作用したとお考えですか。

○選挙管理委員会委員長（久保洋幸君） 今のご質問に対して、選挙管理委員会事務局長に答弁させます。

○選挙管理委員会事務局長（橋本博文君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の市長選挙、市議会選挙のデータをもとに、年代別の投票率ということで集計っております。

20代につきましては30.87、30代につきましては44.20、40代につきましては53.81、50代は62.45、60代は74.41、すいません、70歳代以上ではまとめているんですけれども、70歳以上につきましては62.64%ということで、これはデータがとれる700人以上の投票所の集計データになります。

それから、投票率の差ということになりますけれども、これはやはり有権者の方々の選挙に対する関心度ということになろうかと考えております。（「市長の3問目は。市長はどうか」「地区別の」と呼ぶ者あり）

地域の地区別になりますけれども、地区別の分析につきましては、先ほど申し上げましたとおりそれぞれ蒲生地区一番高い、これまでも前回でも高かったわけですが、今回同じような傾向。それに引き続きまして、加治木、始良地区という形になっておりますが、大体前回と同じような傾向を示していると考えております。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 投票率の低下ということにつきましては、自身も大変反省しているところでございますが、市民に関心のあることにつきまして、マニフェストのつくり方については、私は現職でございますので4次計画実施計画に基づいて責任ある内容のマニフェストをつくるということに腐心いたしましたので、そういう中で市民の関心にある政策の論争ができなかったということも一因ではないかというふうに考えております。

○8番（田口幸一君） それでは、大きな3つ目に入ります。食料自給率。

これも7点ほど一括して質問いたします。

始良市の主幹作物は、何か。

2つ目に、畜産のうち、生産、肥育の実態はどのようになっているか。

3点目、養豚の実態はどうか。これは、バークシャー、ヨークシャー、黒豚、白豚があると思います。

4番目に、養鶏の実態はどうか。これはもう非常に養鶏農家は少なくなっていると思うんですが、その実態について説明してください。

それから、5番目に、有機農業の実態はどうか。これは始良市は有機農業で全国に名をはせております。

6番目に、この1番目から5番目まで、これらの総収入金額、総所得金額は幾らですか。

それで、最後に、これらの総所得金額は始良市全体の総所得金額の何%になるか。

○農林水産部次長兼農政課長（日高 朗君） お答えいたします。

7点ほど質問があったかと思いますが、まず、1点目の始良市の主幹作物は何かというようなことでしたが、始良市は農地の約8割が水田ということでございますので、水稻と、それから、畜産を主体として農業生産活動を行っているということでございます。

また、最近は施設園芸、あるいはまた、露地野菜、有機野菜の推進を図っておるところでございます。

2つ目が、畜産の関係で生産牛と肥育牛の実態ということでございましたけれども、ことしの2月の調査では、生産牛が、加治木地区で381頭、始良地区で686頭、蒲生地区で180頭の、合計1,247頭

飼育しているところでございます。それから、肥育牛は、始良で189頭、蒲生で4頭の193頭となっております。

それから、3つ目が養豚の関係でございますが、養豚は加治木地区に4戸ありまして、1,449頭飼育しております。また、同じくJAが2,921頭飼育しておりまして、そのうち先ほどもございましたけども、ヨークシャー——白豚でございますが、ヨークシャー、あるいは、ランドレース、こういった白豚が546頭おるようでございます。それから、始良地区では2戸の310頭となっております。

それから、4番目の養鶏の実態ということでございましたけども、養鶏農家は、加治木、始良、蒲生、それぞれの地区に1戸ずつありまして、加治木は採卵鶏で2,120羽、蒲生と始良はブロイラーでございますが、始良が4万7,100羽、蒲生が400羽となっております。

そのほか、組合チキンフーズが種鶏用として5万7,230羽、アクシーズというのが漆にありますが、ブロイラーを8万4,323羽飼育しているところでございます。それから、昨年から蒲生の川東に黒さつま鶏を肉用として約2,000羽程度飼育してる方がいらっしゃるようでございます。

それから、有機農業の件でございますけれども、現在始良と蒲生の2つの有機野菜部会がありまして、有機農家の数は合わせて41人ということになっております。面積にいたしまして42.5町歩を栽培しております。農家の多くは少量多品目の生産を行いまして、販売額の多いものは、タマネギ、葉ニンニク、オクラ、小松菜などとなっておりますようでございます。

それから、6番目でございますが、これは農業の総収入額金額、それから、総所得金額ということでございますが、農業の総収入金額は46億円程度と考えておりまして、総所得金額は、平成25年度版の始良市の統計によりますと、平成22年度で21億4,900万円となっております。

それから、最後になりますが、この所得が始良市の総所得金額の何パーセントになるかといったようなことでございましたが、これも平成22年度分でございますけれども、農業所得金額が本市の総所得に占める割合は1.3%程度となるようでございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 今、立派な答弁をいただきましたので、この3番目についてはこれで終わります。

それから、4番目の雇用を守るにはと。これもまとめて3つほど。

さきに同僚議員も触れられたと思うんですが、西南学院大学、亜細亜大学、旭川大学が総合運動公園始良野球場でキャンプを張りましたが、そのときの宿泊先です。それと、昼食等はどうだったのか。先ほど、また女子1部リーグの試合も計画されていると。これは今後ですか。それもあわせて、宿泊先、昼食等はどうだったのか、また、その女子1部リーグの試合の宿泊先、昼食等はどうか。

2番目に、誘致企業の、これは非常に難しいと思うんですが、給与と始良市役所職員の給与は、どのようになっているのか。わかっておれば、これは例を挙げて説明をしてください。

それから、3つ目に、これは大事なことで、いつも言われるんですが、旧サンピアあいらの活用策は、その後どのようにしているのか。

簡単に要を得て答弁ください。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

3点ほどございました。

本年春から、亜細亜、西南、それから、旭川大学がキャンプを張ったわけでございますけれども、そのときの宿泊先につきましては、残念ながら市内に宿泊はしておりませんで、まず、西南学院大学、これは霧島市の舞鶴旅館を使われた。これは西南学院の東監督さんの知り合いというようなことで、そのような決定をされたものというふうに聞いております。それから、亜細亜大学と旭川大学につきましては、これは薩摩川内市、祁答院になりますが、グリーンホテルを使用されております。

それから、昼食につきましては、これは亜細亜大学の関係がございしますが、そこの同窓の方——OBです——が枕崎市でそのような業を営んでおられるというようなことで、ブルペンという名前なんですけれども、主体的にそこが請け負ってといたしますか、そういったようなことで届けたというふうに聞いております。

それから、女子1部リーグのソフトにつきまして、極力市内に宿泊並びに昼食等々がしていただけるように、今後協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、誘致企業の給与実態はどのようなになっているかというようなことでございますけれども、これにつきましてはそれぞれ大小、会社の経営規模等々もあったりすることだと思っておりますけれども、詳細を把握いたしておりません。

それから、旧サンピアあいらの今後の活用というようなことでございますけれども、何せ議員ご承知のとおり民間の企業が所有している施設でございまして、その活用はそこの計画に現時点においては委ねられるものというふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ここで申し上げます。残り時間が9分ですので、このまま一般質問を続けます。

○8番（田口幸一君） 今、久保次長のお話では、この1点目の宿泊先、それから、昼食等は、西南学院大学が霧島市、亜細亜大学と旭川大学は薩摩川内市の宿泊先、それから、昼食は何かグルメということで、始良市にはお金は落ちていないということがわかりましたが、今から女子1部ソフトリーグの試合のときには、ぜひともやっぱり始良市内に、もう脇元に7階建てですか、できあがりますよね。会議を開くわけじゃありませんので、そういうところに市のほうで優先的に泊まっていただくように、また、昼食等も始良市内でしてもらうように努めていただきたいと思います。それはもうそれでいいです。

今、議長のほうからも、あと8分です。終わると思いますので、これもまとめていきたいと思えます。

5番目の原子力発電について。これも一括して質問いたします。

始良市は川内原発の30km圏内にあると考えるが、関係自治体の説明会でどのような指導がなされたか。また、その中でどのような質疑応答があったのか。これが第1点。

2点目、川内原発にひとたび事故が発生したと仮定し、始良市はどのような対策を講じなければならないとお考えか。

3点目、東京電力福島第一原発の事故を分析し、感想をお聞かせください。

4点目、伊藤県知事、岩切薩摩川内市長は、川内原発再稼働ありきと伝えられておりますが、笹山市長はどのようにお考えか。

5 点目、遠くチェルノブイリの原発事故は、世界中に放射能をまき散らしました。私はそのように認識しております。今でも痛ましい現状にあります。このことを考えると、原発再稼働は中止すべきだと私は考えるが、市長の考えはどうか。

先日、川内原子力発電所を視察させていただきました。市長をはじめ執行部の皆さん、そして、我々議員 4 人だったですか。これは私はあそこの展示館で視察が終わって質問したら、今何でほんなら発電されておる、火力発電だと向こうの次長が説明されました。火力発電で十分間に合うと私は考えます。

6 点目、始良市の太陽光発電の普及率はどのようになっているか。

7 点目、加治木町学校給食センター近くに九州電力の水力発電所があります。出力220kWhです。蒲生町にも税所組が建設した水力発電所があり、同程度の出力となっております。これは私は現地に行って、向こうの委託人に説明を受けました。それから、竜ヶ水の上に風力発電、鹿屋市輝北の風力発電、薩摩川内市の風力発電があります。これらの水力発電、風力発電、太陽光発電、火力発電等の自然エネルギーに切りかえるべきだと考えるが、再度市長の考えをお伺いいたします。

急いでください、あと 4 分です。

○市長（笹山義弘君） この原発に対する考え方、そして、自然エネルギーに対する考え方等とございましたが、今現状で原発が稼働しない中で、火力発電にほとんど頼るとるわけですが、仮に原発が稼働になったとしても、火力発電にそのエネルギーの大半を頼るという現状は、地球温暖化のことからしてもよくないというふうに思います。

今後、国においてもしっかりエネルギー政策を見つめながら、しっかりとした政策をとっていただくということになると思いますし、また、現状としていろいろな企業、工場も動いておりますので、そういう中でこのエネルギー問題をどうするかということについては、国においてしっかりと政策を立てていただきたいというふうに思っているところでございます。

○危機管理監（堀之内 勝君） 3 点ほどお答えいたします。

まずはじめに、関係自治体の説明会と、どのような質疑があったかということについてお答えいたします。

ご質問の説明会は、県と共同で実施いたしました。県は原子力災害対策の取り組みや原発事故が発生した際、放射性物質が環境へ放出されたときの位置移転や避難に関すること、県が67か所設置している環境放射線モニタリングの監視体制についての説明が行われました。本市におきましては、原子力災害対策指針が定める原発から半径30km圏内の避難計画の概要、特に避難経路についての説明と、災害が発生した際の住民のとりべき行動等について説明をいたしました。

次に、質疑応答ですが、避難計画はなぜ30km圏内に定めたか、風向き等により放射性物質の拡散状況では30km圏以上の地域も避難対象とならないか、また、福島第一原発が終息していない中で原発再稼働については問題があり、この説明会は原発再稼働に向けた説明会ではないかとの質疑でありました。

次に、原発事故が発生した場合の対策でございますが、原発事故が発生した場合、情報収集活動を優先し、この情報をもとに、市災害対策本部では原子力災害対策編及び避難計画に基づき、対象住民へ防災行政無線等を通じて必要な情報を伝達し、国・県からの避難指示があった場合は迅速的確な災

害応急活動ができるような体制の整備を図ることであると考えております。

次に、3点目の質問でございますが、東京電力福島第一原発事故を分析して、感想をとということではございますが、福島第一原子力発電所は、大地震とこれらに伴い津波により被災し、極めて重大な広範囲に影響を及ぼす原子力災害が発生いたしました。事故後、国では原子力利用における安全確保のために必要な施策が行われており、原子力施設に対する防災対策が強化されたと思っております。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、田口幸一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。
午後からの会議は1時10分から開きます。

（午後0時10分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時07分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 登壇

皆様、こんにちは。4番目に一般質問をいたします湯川逸郎でございます。本日は大変お忙しい中、議会傍聴をおいでいただきました皆様方に、心から敬意を表します。

私は今回の市議会議員選挙において市民の方々の支援と指示をいただき、市議会議員として参席できますことを心から感謝いたしております。また、反面、議会議員としての責任の重大さを感じているところであります。

私はこれまで議会議員として一貫して、大人から子どもまで心に響くまちづくりを常に念頭に置きながら活動してまいりました。これからも変わることなく、常に市民の立場に立った市民のためのまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと思っております。

一般質問にあたり、先般の始良市長選挙において2期目の笹山市長が誕生され、施政方針、市民の皆様へのお約束並びに平成26年度予算案、また、公約、マニフェストを掲げて当選されました内容等につきまして、これまでは言葉の表現でありましたが、これからは国・県と同じように一つひとつ実行に移す段階であると思います。就任されて間もない時期の質問であります。市長みずからのお考えでご答弁されることを切にお願い申し上げます。

まず1問目は、市長の施政方針、市民の皆様へのお約束、また、平成26年度予算案についてお伺いいたします。

まず、合併後の市政4年間を振り返り、2期目の市長としての施政方針、また、市民の皆様へのお約束で、予算編成にあたり特に重視し、指針となったものは何か問うものであります。

2問目には、日本一暮らしやすいまちにするために、まちづくりの基本理念で市長みずから最も推進される事業、施策は何かを問うものであります。

3番目には、市民の皆様へのお約束で、これからはまちづくり本番において、「ブレない・ブレない・カタヨらない」公平・公正な市政に向けた予算編成がなされたかお伺いいたします。

4番目に、「これからがまちづくり本番！」と称せられた内容について、具体的に問うものであります。

大きな2問目は、環境に優しいまちづくりについてであります。

これまで、「ごみ収集、ごみの減量化の推進において、市民の意見を反映し、高齢者等の負担を軽減します」と、市長1期目の公約がされておりましたが、2期目の公約として、「ごみ収集、ごみの減量化の推進は、校区コミュニティと連携し、ごみ出しの体制を充実していきます」と示されているが、いつからどのような方法で具体的に実行されるのかお伺いいたします。

大きな3番目は、緊急避難道路と都市計画マスタープランの道路計画についてであります。

「快適で住みやすいまちづくりにおいて、危機管理体制の確立、災害に強い安全安心なまちづくりを行います」と公約していらっしゃいます。

また、市長の市政報告会の中で、「松原地域で緊急避難道路としてどこを通り避難すればよいか」との声がありました。このことについては緊急を要することであると思います。

そのためにも、平成25年3月に始良市都市計画マスタープランが策定され、建昌周辺の都市計画道路錦原線と都市計画道路宮島線とを結ぶ路線の道路の完成を早急に計画すべきと思うが、市長の考えはどうか。

また、桜島サービスエリアのスマートインターチェンジ北側のアクセス道路工事との連携を、あわせて問うものであります。

大きな4番目は、あいら斎場の建てかえと周辺の道路整備の見通しについてであります。

「快適で暮らしやすいまちづくりにおいて、老朽化した火葬場の施設整備をし、心穏やかに見送られる環境を整備します。また、火葬場周辺の道路も整備し、利用しやすい環境整備を行います」と基本理念で掲載されております。また、「始良市都市計画マスタープランで、地区生活幹線道路において、主要地方道川内・加治木線からあいら斎場にアクセスする市道の整備を推進します」とも掲載されております。

始良斎場の建て替えの見通しとアクセス道路の整備について、具体的に問うものであります。

以上、4点について質問をいたしますので、市民の方々にわかりやすく誠意あるご答弁を求めます。あとは一般質問席にて質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

第1問目の、施政方針、市民の皆様へのお約束、また、平成26年度予算案についての1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

私は合併後の4年間、初代市長として、加治木、始良、蒲生、それぞれの地区の特性、用途を把握し、将来像を企図し、公平公正な視点をもって、限られた予算をもとに本市の基礎、土台の構築に取り組んでまいりました。

1期目の在任中に策定いたしました第1次総合計画と今回の選挙でお示したマニフェストは、本市の現況を分析し、私たちのふるさと始良市の未来を切り開くために必要な計画、目標でありますので、今後のまちづくりを具現化するための予算編成もこれらに基づき進めてまいりたいと考えております。

私の2期目のスタートである平成26年度については、本年第1回定例会で議決していただいた骨格

予算と、本定例会に肉づけ予算として上程しております一般会計補正予算をもって、実質的な当初予算と位置付けておりますが、総合計画に基づく実施計画とこれまでの経験により、「ブレない・ズレない・カタヨらない」公正・公平な市政実現に向けた予算編成ができたものと自負しております。

今後においても計画的な予算に基づく事業を着実に展開し、まちづくりの基本理念である「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」に引き続き全力で取り組んでまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

先ほどの和田議員のご質問にもお答えしましたとおり、最も推進される施策としましては、地域力の強化、子育て環境の改善、都市計画によるまちづくり、農産物の生産体制の強化であると考えております。

具体的な事業としましては、校区コミュニティ協議会を支援する事業、子ども医療費の無料化を中学生まで拡大する事業、一時預かりと親子つどいの広場を充実する事業、都市計画区域を拡充する事業、用途地域を見直す事業、幹線となる市道を新設改良する事業、農業生産体制の整備を支援する事業などを考えているところであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

「これからがまちづくり本番」とは、始良市として独自の思考により、第1歩を踏み出すことであります。その第1歩の先に見えますのは、2つの視座を持つ構想であります。

1点目は、都市基盤の再構築を図るということであります。この考え方は、コンパクトシティ的な歩いて目的地に移動できるといったことを念頭に、まちの機能の集積化を進めることであります。いわゆる多極ネットワーク型のコンパクトシティを念頭に進めるということであります。

2点目が、市場主義的な考えにより物に囲まれた消費社会中心の生活から、自然環境へ関心を持ち、心にゆとりを持った生活を取り戻したまち、男女共同参画社会の形成に向け、ジェンダーにとらわれない考え方により、選択の自由を拘束されないまち、そして、地域のことは地域で解決するといった自己統治意識の芽生えるまちであります。このことは今後のあらゆる施策の目的、意図として生かされていかなければならないと考えております。

このような考えにより、質の高い居住空間が創出され、始良市らしい風格の漂うまちが形成されていくと考えております。これこそ私が目指す第2のステップであり、「まちづくり本番」としての世界観であります。

次に、2問目の環境に優しいまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

ごみの減量化については、分別を徹底し、減量に結びつけていきたいと考えております。特に、資源物収集につきましては、市民の負担を軽減するため平成24年度に松原地区と重富地区に資源物収集ステーションを増設し、現在持ち込み件数もふえ、市民の負担軽減に寄与できたものと考えております。

また、高齢者などのごみ出し困難者や、市民の負担を軽減するため平成27年度から実施する地域コミュニティ活動による支援や、シルバー人材センター、ボランティア団体等を活用していくほか、市民からの要望として収集回数や収集場所の増設など、今後はモデル地区を選定し、具体的な方法を検討してまいります。

次に、3問目の緊急避難道路と都市計画マスタープランの道路計画についてのご質問にお答えいたします。

錦原線は、松原地区から九州自動車道の2連ボックスの先の約130mまでが都市計画決定されてお

りますが、その先の街路宮島線までの区間は決定しておりません。

錦原線は、都市計画マスタープランの交通体系の整備の基本方針について、主要な都市幹線道路として宮島線までが位置づけられており、整備の必要性は認識しております。

また、避難道路としても必要であり、また、スマートインターチェンジのアクセス道路としても必要でありますので、今後、都市計画決定に向けて路線の調査を実施し、計画的な整備を検討してまいります。

次に、4問目のあいら斎場の建て替えと周辺の道路整備の見通しについてのご質問にお答えいたします。

あいら斎場の建てかえについては、現斎場の道路前面の候補地に建設する予定であり、第4次実施計画において本年度中に地質調査と測量業務を実施いたします。その後、地元住民への説明会及び県との事前協議を踏まえ、平成27年度に都市計画火葬場の位置決定にかかる図書を作成し、本市の都市計画審議会に諮り、候補地を決定することとしております。

また、実施設計と火葬炉比較検討評価を行い、平成28年度から29年度にわたり、あいら斎場建て替え工事及び火葬炉工事等を実施し、供用開始を30年度と計画しております。

あいら斎場へのアクセス道路については、県道川内・加治木線から市道鍋倉・触田線を通行する経路が主要な道路であると考えております。

鍋倉・触田線については、以前に道路改良工事を実施しており、道路幅員5.5mの道路となっております。しかし、県道川内・加治木線との接続部において道路勾配が急であることや、九州自動車道下のボックスカルバートの幅員が4.5mで、かつ、同区間の視距が確保されていないことから、この2か所の道路改良が必要であると考えております。

また、九州自動車道下のボックスカルバート部分の道路拡幅は事業費が莫大になることや、関係機関の協議など、早急に解決できない部分があるため、対向車等の早期確認ができるよう道路線形を検討し、通行の安全を確保する必要があると考えております。

以上の2か所を大きな改善とし、全体的な舗装等を改修し、整備計画を行いたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 私はかねて3問しか出さないんですが、今回4問出しまして、時間調整をしないといけないと思っておりますので、よろしくお願いします。

最初に、市長の市政につきまして質問いたします。

まず、1問目の施政方針、市民の皆様へのお約束、そして、26年度の予算案についてのことでございますが、これもまとめて3点を述べられていらっしゃいますので、それに沿った中で再質問させていただきたいと思います。

まず、重点的に事業推進する中で、最もしにくかったという意味です、私が言いたいのは。しにくかった問題点は何か、お伺いいたします。

まず、その1点をお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼財政課長（恒見良一君） お答えいたします。

財政的見地からの答弁にさせていただきます。

まず、歳入面におきましては、先ほど和田議員のほうにもお答えしたわけなんですけれども、一番

あるのは国の施策により本市は平成27年度から段階的な縮減期間に普通交付税のほうが入るんだと。まずこれが一番大きな問題点、課題点ではないかというような形で考えております。先ほども申し上げましたけれども、本市の歳入構成費の中で、24年度決算ではございますけれども、地方交付税の占める割合が30%を超しているんだと。そうした中でのこの段階的縮減というのは、非常に本市としても大変な対応をせざるを得ないというようなふうに認識しているところです。

また、この減少額、5年間で27年から31年にかけての累計をしますと、31億3,000万円ということで、非常に大きな財源が失われるというような形で考えているところです。例えば、32年度からは1年間で今現在普通交付税のほうは25年度ベースですけれども、80億7,000万円交付されております。これが実際32年度からは12億5,000万円交付額が減りますので、68億2,000万円ということで、これは特定財源ではなくて、事業費ベースでとかそういったものではなくて、大切な一般財源、一番、事業する中のもとなる一般財源が12億5,000万円減ると、こういうことで、現在実施しているさまざまな事業計画に影響が出るんじゃないかというのが、歳入面におけるものです。

それから、歳出面につきましても、先ほど扶助費ということで出てきましたけれども、扶助費の伸び、毎年度伸びております。保険、医療、福祉については、義務的経費の扶助費ということで分類されるわけなんですけれども、本年度実情の当初予算の位置づけであるこの6月補正、今回上程しておりますけれども、補正後額が316億9,000万円あるうちで、21.6%を占めてると。68億4,000万円を、実際予算計上しております。

ただ、保険、医療、福祉については、先ほど市長が答弁しましたように市民生活の基盤を支える重要施策でございますので、だからといって市民生活低下を招かないような形で、市民生活のかかせないこの医療、福祉等の充実を図ることが一番大切じゃないかと。

この2点についてが問題点、課題点ということで認識しているところです。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 財政面が非常に私のほうも危惧をしようたわけですが、非常に明快な答弁がなされましたので、1問目はこれで置きたいと思います。

次に、基本理念的に考えますと、子どもを安心して生み育てるという答弁がなされております。そして、その中でできること、まちづくりを行いますとの子育ての支援において、この施政方針の2番目の暮らしやすいというところですが、そういう形でいきますと、中学生まで医療費助成、それから、待機児童の解消、幼児の一時預かりの体制、そして、具体的な事業の施策ということでありますが、この用途地域なんかを見直す事業とか、あるいは、幹線道とする市道の新設・改良する事業とかなどを考えていらっしゃると思いますが、今後の基本理念的なもので述べられた中で、底力を出される協議の中の事業というのを、どういうものを指しているのかをお示しいただければと思います。

○市長（笹山義弘君） 子育ての部分で申し上げますと、子育ての支援の施策といたしましては、子ども医療費の助成事業、それから、ファミリーサポートセンター事業、そして、延長保育促進事業、一時保育促進事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業、次世代育成支援対策施設整備事業、病児保育事業などの推進としているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 非常に細かなところまで回答を得ているわけですが、これからは非常に難し

い財政上の問題が出てまいりますので、うまくかじ取りをしていただければと思っております。

次に、市長の「ブレない・ズレない・カタヨラない」公正・公平な市政づくりはということでございますが、基本的にはどういうことを考えながらこの言葉が出てきたのか。「ブレない・ズレない・カタヨラない」公正という市政のあり方、そういうものをどのように捉えて表現化されたのかをお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） まず、本市は合併によりまして始良市ができたわけでございますが、それぞれの地区におけるいろいろな歴史的背景、そして、いろいろな財産等もいろいろ違うわけでございます。そういう中で、一体感を図る。

そして、まちづくりの整備をする中においてある地区に偏らない、そして、政策として私は県内一暮らしやすいまちとしておりますが、その中のまちの姿としては、質の高い居住空間として目指しているところでございます。

また、それらを具現化する中で、かかわる人たち一部の利権に偏っては絶対いけないわけですので、そういう意味で偏らないということを政治信条として取り組んでいきたいとしているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 次に、「これからがまちづくり本番！」と、エクスクラメーション・マークがついた称せられた内容について具体的に問うものでありますが、その中で、都市基盤の再構築を図ると、そして、市場主義的な考え、自己統治意識を芽生えさせるまちづくりというようなことで考えていらっしゃるんですが、再度市長にその「これからがまちづくり本番！」というもので、まちづくりの基本理念で8本の柱が掲げられています。豊かな人間性を育むまちづくり、生涯健やかで生き生きと暮らせるまちづくり、資源を生かした活力ある産業の育むまちづくりが、まちづくりの活性化に必要であると思っております。

基本理念として市長のこういうものを掲げた背景としまして、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） さきのご質問にもお答えしましたとおりでありますけれども、マニフェストにお示ししております将来像の8項目についてでございますが、これは第1次始良市総合計画を策定した当事者として、これと同様の内容をお示ししているということでございます。これは総合計画とマニフェストに整合性を持たせ、施策が確実に推進されるように工夫したというところでございます。

そういう意味で、豊かな人間性を育むまちづくりでは、学習、スポーツ、芸術文化の振興と青少年の健全育成を推進してまいりたいというふうに考えております。

生涯健やかで生き生きと暮らせるまちづくりでは、福祉と医療の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、資源を生かした活力ある産業の育つまちづくりでは、企業誘致や商工業、農林漁業、観光業等を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 次に、大きな2問目に移りたいと思います。

環境に優しいまちづくりについてであります。

この1問目の回答によりますと、非常に滑らかに書いてございます。そこで、具体的にお伺いしたいと思っております。

その中におきまして、資源物収集においてお年寄りや子育て最中の方、また、仕事に行かれる方々から、今回の選挙戦において負担にならない改善を求める声が非常に多くありました。

このことを市長はどのように捉えておられるのか。負担にならない改善を早急にすべきであると思いますが、市長の見解を伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 選挙活動をする中で、種々のご要望をいただいたところでございますが、その中の1つに、資源物収集を含むごみ行政のあり方ということもあったわけでございます。

これまで、それぞれの地区でいろいろと手法は違いますが、そのことについて全所を統一をする中でいろいろとこれまでも取り組んできたところでありますが、今後のあり方ということにつきましても、その中で特に高齢者世帯、そして、独居老人等の世帯もふえつつある中で、これらの方々にどのように対応していくかということをしたときに、今回来年度からスタートをさせます地域コミュニティの活動の一環としての共助のあり方を含め、そして、特に先ほど言いましたように高齢者世帯、そして、独居老人等に負担のこないように、そして、共働き世帯等を含めてごみ行政に必要な以上の負荷がかからない、そういう施策をどのように進めるかということについて、今検討に入っているところでございます。

そういう中で、どのようなルールをもって進めればいいのかということについては、今協議を始めておりますので、具体については担当に答弁させます。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

具体的には、今回の選挙でいろいろ市民からの要望が多かったのは収集回数や収集場所の増設ということで、今回答えておりますが、これから先、具体的に各自治会等の協力をもらうためにモデル地区等選定しまして、収集方法、それから、収集時間、収集場所、それらを詰めて、実現可能な方法を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 市長の直接的な言葉もお聞きしました。また、担当課のほうの声もお聞きいたしましたので、そこでまた再質問させていただきたいと思います。

資源物収集につきましては、市民の負担を軽減するためということで、既に平成24年度には松原のほうと重富にごみステーション、資源物収集のやり方というのを変えましたということで、増設されたことは承知しております。

また、27年度においては今回の方向性ということで示されておりますが、その中におきまして、今後はモデル地区を選定し、具体的な方法を検討してまいりますということでございますが、市内に何か所ぐらいを具体的に考えていらっしゃるのか、予定していらっしゃるのか。

また、先ほどもちょっと答弁がありましたが、収集のやり方、方法、どのような考えで今回は進めようと考えていらっしゃるのか、再度具体的に答弁していただければと思っております。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 旧始良町時代に資源物の収集を始めたときにモデ

ル地区を幾つか置きましたが、今回につきましても複数のモデル地区を選定していきたいと思います。

それから、生ごみ、不燃物、それから可燃ごみ、それから資源物とかいろいろありますが、特に、資源物の収集については要望が多いというふうに考えております。それで、資源物収集をふやしたことによって、その他のごみの状況、可燃物の中身とかそういったものどのように変わっていくかを研究していきたいと思いますので、それらについても可燃物の組成調査とか、そういったものを今後具体的に進めていきたいと思います。

それから、モデル地区については、同じパターンではなくて、ちょっと複数ということで申し上げましたが、ちょっと状況の違った地区を分けてから選定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） このごみ行政というのは非常に難しいところでございますが、やはり市民の方々が出しやすい方法、これが一番望んでいらっしゃるわけですので、そういうものを考えた場合に、そこで市長のほうにお伺いいたしますが、市長は公平で公正な偏らないまちづくりを目指しておられますが、今回の校区コミュニティと連携し、ごみ出しの体制を充実していきますと示されていらっしゃいます。

そこでお伺いいたしますが、業者選定において、これまで一般廃棄物処理及び運搬業の免許を取得している業者を一堂に会して事業内容を説明されたことがあるのか。このことが最もこのごみ行政においては大事であると思いますが、市長の見解を求めます。

○市長（笹山義弘君） 生活に大変密着したこのごみ行政というのは、大変市民の関心の高い施策でございます。そういうことから、始良市が最終的にどういう方向を目指してこのごみ行政をしていくかということについては行政だけではできませんので、それを受託する事業者等々にも十分にその真意を理解いただき、共同でこの施策を進めていくということは、非常に大事なことであろうというふうに思います。

したがって、どのような方法でそれらを周知するかということについては今後のことであろうかと思いますが、今後ともしっかりと連携を踏んで、資源物を含めごみ行政を推進していきたいというふうに思っております。

○23番（湯川逸郎君） 市長の答えは私が望んでいるような答えではございませんので、改めて詳細にお聞きしたいと思いますが、これまで、ごみの収集運搬、そういうものになりますと、業者選定というのが一番重要なんです。そして、その業者選定においていつも言われることが、前からしていらっしゃる方をお願いしましたという契約、全てがこういうことで済まされております。

ですが、本来の姿として、始良市の税金を使う以上は、業者さんがたくさんいらっしゃると思います。ですから、やはり何のためにその業者さんたちは一般廃棄物の処理及び運搬業の免許を取得されたのかと。そういう方々をやはり住民の声として聞こえてくるところがあると思いますよ。そのあたりを、一堂に会して事業の展開をすべきじゃないかと私は思っております。

そのことは、やはり繰り返し市長のほうの見解というのを求めなければ、通り一遍の答弁ではこれは済まないことになりますので、もう1回市長のほうにお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 大事なことは、ごみ行政においては市民生活に影響が出ないように、安全安心なごみ施策を進めるということが大前提でございます。

そういう中で、その執行について遅滞があってはならないと、許される業務ではございませんので、そういう意味で今後とも連携を組んでいくということでございますが、その具体の考え方については、担当に答弁をさせていただきます。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） お答えします。

一般廃棄物処理業務につきましては、市内のほうで36社ほど許可を得てるんですけど、市内業者はそのうち7社なんですけど、ごみ収集の特殊性というのがございまして、なかなか許可業者の規模とかそうったのがございます。

一堂に会していろんなものについて協議をするということですが、それぞれの分野が個々違ってまいりますので、そのための今のところ現状では規模が異なるということと、それから、内容が異なるということで、一堂に集めて話し合いをするというについては、まだ目的等がはっきりしておりませんので、現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 考えておりません。どうですか。

一般廃棄物処理運搬業の免許取得は、何のために取るんでしょうか。

その中で、36社いらっしゃるんですけど、そして、7社が活用されておりますというようなことで答弁がなされておりますが、やはりこの36社は市民の軽自動車をもって運搬業を、あるいはトラックをもって運搬業をされていらっしゃる方です。規模的には小さいかもしれませんが、財政的な面を考えると、やはり今回はこういう質問をいたしました。

そこで、担当課としては業者の数が出ましたが、じゃあ、これは初めてのケースだと思いますので、工事監査官のほうに入札状況のことをお伺いいたします。

現在、市に一般廃棄物処理及び運搬の免許を取得している業者は、何業者指名願いが出されて、何業者が一般競争入札されたか、その実態をお伺いいたします。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

始良市一般廃棄物処理許可業者の中で、指名願いが出されているものが7社ございます。そのうち、市内3社、市外4社となっております。

収集運搬業務につきましては、始良市一般廃棄物処理計画実地計画に基づきまして、地区ごとに随意契約といたしておりますので、現在のところは一般競争入札というのはいたしておりません。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） やはり前、始良町時代に私がこういうもので質問したときには、随契です、随契ですという言葉ばかり並んできよったわけです。何のためにじゃあ役所は仕事するのという不信感を抱きました。

そこで、一堂に会してそういう方々は集まってくださいと、始良町の実態はこうですという説明もやはりしないと、皆さんに行きわたる税金が配られないわけです。

そういうことを考えて、今回は一般競争入札はどういうふうになっているのかということで、全体的には7社で、市内業者が3社、それから、市外業者が4社で、見積もり入札だということだと思いますが、そういう願いが、じゃあ工事監査官のほうにお伺いいたしますが、このほかに担当課としては36社いらっしゃいますよと。そういうことを考えた場合に、規模的にはどういうふうになっているのか。そのあたりを調査されたことがあれば、工事監査官か担当課、どちらでも結構です。

○市民生活部次長兼生活環境課長（小田原 優君） 許可を受けている業者が36社と申し上げました。そして、そのうちの6社が市内の業者でございます。そのうちの3社が今現在随意契約を行っている業者で、残りの3社につきましては、先ほど申し上げましたが、軽貨物とかトラックが1台程度の企業でございます。それで、市内業者に限ってみれば、3社の間にちょっと開きがあるようでございます。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） やはり末端まで目の届くような、先ほど市長が、力を入れて公平公正的な目配りをした予算をしますということやら、あるいは行政を進めてまいりますとか、いろいろな表現でその的は絞られてきましたが、現実として、まだ実態は今のような答弁と同じです。だから、これからこのごみ行政につきましても細かな行政をやるべきじゃないかと思っております。

そこで、お尋ねいたしますが、市長にお伺いいたします。最終的にまとめてください。市長の1期目の公約でありましたごみ収集、ごみの減量化の推進において、「市民の方々の意見を反映し、高齢者の負担を軽減します」と公約されておられます。そのことをもとに、1期目において、資源物収集計量の廃止がなされました。これは非常に市民、住民の方々の負担軽減につながっております。計量廃止においては大変なご苦労があったと思いますが、しかし私は、これまで多くの市民の方々が強く望んでおられます市民の負担にならないごみステーションでの資源物収集の改善を求めて、長年一貫して質問を行ってまいりました。私は多くの市民の方々の負担にならないごみステーションでの資源物の改善を強く望むものであります。

今回、「校区コミュニティーと連携し、ごみ出しの体制を充実していきます」と公約されておられますが、市民の方々の声に耳を傾け、市民の方々の負担にならない改善を強く望んでおります。

また、経費削減を図る上でも資源物収集の業者選定は、一般競争入札が最も必要であると思いますが、まさか随契という言葉は出てきませんでしたので、ここではそういう形に読まさせていただければと思います。競争入札等が最も必要でありますので、業者が大きかろうが小さかろうが、やはりそういう当てはまる体系におきましては行うべきと思いますが、市長の最後のご意見をお聞きしたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 私に課せられた業務として、生活に密着したいろいろな施策があるわけですが、その大きな一つがこのごみ問題でございます。ごみ処理をどうするかと。

このことで、全て競争の原理を入れることによって、経費的な面、そういう改善があるということは十分承知しておりますが、一方では、その一般競争入札だけの手法だけがということになじまない、そういう業態もあるわけであります。全国的には、このそういうごみ行政については、先ほど言いましたように市民生活に影響が出ない形での選定、そして運用ということが進んで図られているという

ふうにも思っております。

したがって、議員がご指摘いただいております収集場所等を含めて、収集のあり方ということと、それを担うその業者の選定等のことについては、別の次元の話として取り扱っていただかないと、同次元ではなかなか厳しいのではないかと思います。

今後とも、市民目線で市民の皆様がどこを一番求められるのかということの収集場所、収集方法等については、真摯に、その声を聞きながら取り組んでまいりたいと思いますが、その業務を担うという体制については、急に大きく舵を切るということは、そのごみ行政に混乱を招くということもありますので、そこらを含めながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。（発言する者あり）

○23番（湯川逸郎君） けちをつけないでくださいよ。

市長のほうにお伺いしましたように、やはりごみステーション収集の改善を求める、長年一貫した質問でございますので、やはり改善をできるところは改善していただきたいと思っております。

次に、緊急避難道路と都市計画マスタープランの道路計画についてお尋ねいたします。

先ほどの答弁で、避難道路としても必要ですということで書いてございます。錦原線は都市計画マスタープランの交通体系の整備の基本方針において、主要な都市幹線道路として、宮島線までが位置づけられており、整備の必要性を認識しておりますということの答弁でございますので、それはじゃあ、その後のほうに、今後、都市計画決定に向けて路線の調査を実施し、計画的な整備を検討してまいりますということでございます。

このことにつきまして、じゃあいつごろこういう考えのもとで事業が進行するのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） お答えいたします。

まず、本年度天神通り線、それから錦原線の路線調査業務委託を委託いたしまして、概略の設計をするということにしております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） やはり私のほうも考えることは、この以前から申し上げてますように、避難道路としてスマートインターチェンジへのアクセスの道路としても非常に重要視されていく箇所でもありますので、やはり都市計画決定に向けて、今年度から入っていただければということで思っていたところがあります。ぜひこのことは、早急に計画を進めていただければと思っております。

次に、あいら斎場の建てかえと周辺の道路整備の見通しについてでございます。残すところのこれしかありませんので、そのことで若干質問いたしたいと思えます。

この斎場への建てかえにつきましては、前回、私は路線のことを申し上げました。その路線においては、今回、この地区生活幹線道路ですね、このことが示されておりましたのでそういう表現をしたわけですが、これがどこに行くのかなと思っておりました。そして、現在の答え、答弁をいただきまして、同じ道路を通って、高速道路のボックスカルバートをくぐり、そして現在の主要地方道の川内加治木線につながるというような方向性だということでございましたので、じゃあ高速道路の側道的な考えで私は答弁をいたしたんですが、それでなくて、今回の場合は、現在、既設してい

る道路の拡幅を行っていくという方向性が示されましたが、こうなりますと、地区生活幹線道路とはどのような役割で、直接の既に既設の道路とはどのようなものなのかがわからなくなりました。

そのために、新規に幹線道路を建設するのかということ非常に危惧しよったんですが、やはりその既設の道路であります、この大きな路線系の検討とか、あるいはボックスとの関係があります。そして、急な坂がありますということでございますが。このことは、いつごろからそういうものに着手されるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 市長の答弁の中にありましたように、この地域の幹線道路といいますか主要な道路は、この鍋倉触田線というふうに私どもは考えております。そのようなことから、今年度からこの鍋倉触田線の道路改良に関する測量設計のほうを行っていくというふうな考えでおります。

○23番（湯川逸郎君） 勾配の問題、あるいは狭い道路だと、そして確認がしにくいというふうなので、非常に工事的なものは難しいところもあると思いますが、早急に改善をしていただければと思っています。

私は、かねてよりもスピードを上げたために4分ほど残してしまいました。これで終わりたいと思います。どうもご苦労さんでした。

○議長（湯之原一郎君） これで湯川逸郎議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午後2時04分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時13分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、12番、森弘道議員の発言を許します。

○12番（森 弘道君） 登 壇

本日、最後までおつき合いをいただきました傍聴者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

最後の本日の一般質問となりました高樋自治会の森弘道であります。始良市2期目の議員といたしまして当選をさせていただきました、ここに平成26年第2回定例会で一般質問の機会を与えていただきました関係の皆様方に、心から深く感謝申し上げます。

始良市は、総合計画に8つの基本理念を掲げまして、笹山市長の県内一暮らしやすいまちづくりを目指し、行政と議会が一体となって知恵を出し合いながら、まちづくりを進めてまいりました。これには市民の方々や関係機関・団体、民間企業の方々の深いご理解とご協力をいただきましてできたことでありまして、この点につきましても深く感謝申し上げます。

これからも市民の目線に沿って、透明感のある開かれた議会を目指し、始良市のさらなる発展と市民の幸せを願い、微力ながら頑張ってまいります。

それでは、さきに通告いたしました質問に入ります。

大きな1点目、あいら斎場の建設計画についてでございます。今回の市議会議員選挙を通じて、多くの市民の方から斎場建設についてご意見をいただきました。これまで議会や市民に対し、建設計画について説明されてこれられましたけれども、改めて市民の関心の高さを感じたわけでございます。計画の実効性、具体性についてお伺いをいたします。

1点目、現在の斎場の道路向かいの建設予定地については、合併前の一部事務組合で適地として求めた経緯と、合併後の候補地選定委員会の中での経緯について、再度お伺いをいたします。

2点目、道路事情等を踏まえ、周辺の環境整備が必要との地域の住民の声もありますが、今後どのように対応されるのかお伺いをいたします。

3点目、建物の老朽化も進み、炉数や待合室が手狭なことから、早い段階での建設を多くの市民が待ち望んでいる。建設計画について早める考えはないか、また財源の見通しについてお伺いをいたします。

大きな2点目、始良市の観光行政についてでございます。

始良市の観光おもてなし計画（基本計画）が策定をされました。これまで策定に携われた委員の方々や関係者に対し、深く感謝と敬意を表します。県内で最も多くの文化財を抱えており、まだ十分に生かし切れていない部分もありますが、合併4年という短い中において、あいらびゅー号や交流センターなど一定の成果は上げていると評価をしたい。「日本市暮らしやすいまちづくり」を進める中で、先人が残した多くのすばらしい歴史、文化遺産（県内一）を市民の一人一人が郷土の誇りとして再認識してもらうことが、これからの活動の原点であります。そのことが全てに通ずるものと考えます。

本市の自主財源である市税等は全体の30%程度であり、経済の低迷や交付税が減額傾向にある中においては、観光需要による経済の活性化を図り、市や地域の発展につなげる政策が最も有効な手段と考えます。このおもてなし計画による始良市の発展、経済効果を大きく期待するものであります。観光が経済を牽引するということでございます。

1点目、この計画の中にある地元地域の方々が知らずして、来訪者の受け入れ、おもてなしの心は醸成されない。市民の意識改革、協力体制、理解を具体的にどのように進められますか。

2点目、学校のカリキュラムの中に観光の視点を取り入れるとあるが、具体的にどのようなになりますか。学校における郷土教育や、史跡を利用した体力づくりなど体感する機会がふえるのか、お伺いをいたします。

3点目、各自治会の会合や地域の行事の中で、ボランティアガイドによる学習会をお願いすればできるようになりますか。

4点目、ボランティアガイドは、現在、各地区で何人ずつおられるか、また、この基本計画を実施する中で何人を想定されているか、後継者の育成も考えておられるかお伺いいたします。

5点目、今回の補正予算で市民の健康づくりポイント制度の導入が始まりますが、これにも期待しております。市民の健康づくりにもウォーキングなど観光ルートの活用を図れば、相乗効果がそれぞれの目的達成に役立つと考えるが、そのような計画ができないかお伺いをいたします。

6点目、加治木の伝統くも合戦は、毎年盛大に開催をされて、名物行事となっております。開催に至るまでには相当のご苦勞があると思いますが、本市と盟約を結んでいる日置市にも呼びかけて交流を図られれば、お互いの観光宣伝にもなり、今以上の効果があると考えます。くも合戦の保存団体に呼びかけてはどうでしょうか。今までそのような働きかけがあったでしょうか。お伺いをいたします。

7点目、宇都自治会の奥に義弘公の愛馬「膝跪驛」の墓がございます。墓への入り口の道路、約50

mでございますが、これを観光のほうで整備できないでしょうか。九州平定に義弘公とともに戦場を駆け回った勝ち馬でございます。

○市長（笹山義弘君） 登 壇

森議員のご質問にお答えいたします。

1 問目のあいら斎場の建設計画についての1 点目のご質問にお答えいたします。

建設予定地については、現在の斎場の道路向かいの土地は、当時、鹿児島県町村土地開発公社始良町支社が所有しておりましたが、一部事務組合の所有地と交換の話があり、斎場の隣接地であり、将来、人口増等により拡充を必要とした場合、好条件であることから、平成9年3月に交換したものであります。

候補地選定については、平成25年第2 回定例会でお答えしましたとおり、副市長と関係部長による火葬場建てかえ候補地選定委員会において調査検討し、市有地3 か所、民有地5 か所、計8 か所の候補地から4 つの評価項目により選定いたしました。

1 点目は、利便性かどうか、2 点目は、学校、病院、密集した住宅などが近くにないか、3 点目は、用地取得が容易にできるか、4 点目は、造成費、用地費など建設コストが多額にならないかなどの項目で調査検討いたしました。

その結果、新しい斎場の建てかえ場所については、現斎場の道路真向いにある市有地を候補地として決定したところであり、設置場所としてふさわしく、最適地であると考えております。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

あいら斎場へのアクセス道路である市道鍋倉触田線については、さきの湯川議員のご質問にお答えしましたとおり、県道川内加治木線との取り合いの改善や、九州自動車道下のボックスカルバートの視距の改善を行うことを大きな改良とし、舗装、排水路、市道納屋山添線の接続部等の改修を行い、地域住民の皆様の安全を確保したいと考えております。

なお、候補地選考後に周辺の鍋倉及び納屋町の自治会長とお会いし、あいら斎場建てかえについての協力依頼と現火葬場の真向かいの市有地を候補地として今後作業を進めたい旨の説明をいたしました。

火葬場予定地周辺の環境整備については、住民説明会等を開催し、可能なことから着手いたします。

3 点目のご質問についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、多くの市民が火葬場の新設を望んでおられると認識しております。建設計画については、さきの湯川議員のご質問にお答えしましたとおり、第4 次実施計画において、本年度中に地質調査と測量業務を実施し、地元住民への説明会及び県との事前協議を踏まえ、平成27年度に都市計画火葬場の位置決定にかかる図書を作成し、本市の都市計画審議会に諮り、候補地を決定することとしております。

また、実施設計と火葬炉比較検討評価を行い、平成28年度から29年度に、あいら斎場建てかえ工事及び火葬炉工事等を実施し、供用開始を30年度と計画しております。

これらにかかる経費は、約10億円を見込んでおり、実施設計とあいら斎場建てかえ工事及び火葬炉工事費の9 割分、約9 億円を合併推進事業債で賄う計画であります。

なお、建設計画の前倒しについては、財源の確保と債務負担の開始時期を考慮しますと、現行の計画が無理なく進められる計画と考えております。

次に、2問目の、始良市の観光行政についての1点目のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本市のまちづくりの根幹は、「市民の暮らし」であり、市民一人一人の暮らしの中に観光まちづくりが息づくことが大切だと考えております。

そのためには、本市の魅力をみずからの言葉で語ることができる市民を一人でも多く育てるため、本市の歴史、文化、自然の成り立ちなどを詳しく学ぶことのできる機会を設けるとともに、観光ボランティアガイド等とのマッチングを行い、持続的に学び合える仕組みづくりも行っておりましてまいります。

また、漆地域や北山地域をはじめとした中山間地域における交流事業、白銀坂や龍門司坂、思川流域の環境美化活動、錦江湾クリーンアップ作戦など、地域を挙げた多くの活動は、観光振興にもつながりますので、これら地域ごとのおもてなし活動を継続していただくとともに、市の観光協会や特産品協会などの自立的活動を促進し、観光関連事業者等との連携強化も図っていきたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

学校のカリキュラムの中に、観光の視点を取り入れるということについては、特に総合的な学習の時間などにおいて、加治木や蒲生の太鼓踊りや、地域の史跡探訪など本市の観光とも関連づけられる素材を取り上げ、体験的・探究的な教育活動が展開されているところであります。

このようなことから、地域の子ども会活動や観光協会等の主催事業として考えている「あいら学習会」などにおいて、子どもたちが発達段階に応じた郷土の歴史や文化などを知る機会が得られるよう取り組んでいきたいと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

ボランティアガイドの皆さんは、これまでも自治会の会合や地域の行事への要請には応じておられます。今後においても、学習会や地域の史跡めぐり、まち歩きなど計画の段階からでも気軽にお声かけいただければと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

観光ボランティアガイドは、現在、始良地区13人、加治木地区10人、蒲生地区7人で合計30人が登録されております。観光ボランティアガイドの設立は、始良、加治木地区が平成21年度、蒲生地区が22年度であります。なお、おおそ5年が経過し、設立当初からいたしますと会員も減少しておりますので、今後、新しい観光ボランティアガイドの育成講座を開催し、後継者の育成を図ってまいりたいと考えております。

なお、本年度は3地区組織の統合を目指しており、講座は来年度から実施することとしておりますが、計画期間中に現在の倍に当たる60人程度になるよう育成できればと考えております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

日常的に行われている健康づくりのウォーキングは、市民のライフスタイルによって、距離やコース、時間などが異なるものと考えますが、市内外からの交流人口の増加を目指して、お隣の霧島市で行われている「竜馬ハネムーンウォーク」のような観光の視点に立ったウォーキングを計画することは、議員仰せのとおり意義あることだと考えております。

本市においては、昨年度「あいらフットパス」の3コースを設定し、「龍門浪漫コース」のお披露目ウォーキングを行ったところであり、市外からも多くの方にご参加いただき、好評を得たところであります。

また本年度は、「白銀薫風コース」のお披露目を行うことにしております。

「あいらフットパス」のコースは、今後増設・拡充していく計画でありますので、このコースを活用していただければ、本市のありのままの自然を楽しんでいただけるのではないかと考えております。

6 点目のご質問についてお答えいたします。

本市の名物行事となっている加治木地区の「くも合戦」は、400年以上の歴史があると伝えられており、現在では平成3年に設立された「くも合戦保存会」のご尽力で伝承されております。

また平成8年には、当時の文化庁から「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択されており、全国でも珍しく、かつ貴重な大会となっております。

日置市との交流ということではありますが、同市では似たような大会や団体がなく、これまでは特に働きかけは行っておりません。市といたしましては、島津義弘公をはじめとした歴史的つながりで姉妹盟約を結んでおりますので、くも合戦保存会の方々の意見を聞きながら、今後の交流について検討してまいります。

7 点目のご質問についてお答えいたします。

「膝跪驛」の名は、1572年5月4日の木崎原合戦に由来するとのことですが、義弘公は生涯、52回の合戦に出陣し、二十数回にわたり、この栗毛の馬を乗馬として愛用したと、旧始良町の郷土史に記されております。

「膝跪驛」の墓には私も参ったことがあります。ご質問の道路は農道でありますので、地域の方々のご意見等も伺いながら、義弘公没後400年事業も考慮し、検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○12番（森 弘道君） 今回から、このような立派な質問席ができて、ちょっと緊張もしております。しかし、今まで質問された方は堂々と、本当に元気のある質問をされており、活発なご意見もあって、私もそれにならいたいと思っておりますが、あまりにも、マイクが2つありまして、どちらを向いていいのかなと、真正面を向けばいいのかなと思っておりますが、まあひとつどうかよろしくお願いします。

答弁をいただいたわけでございますが、斎場の件について、やはり人生最後のお別れをする施設としては、遺族の方への思いやり、気配り、こういったのがやはり欠けている、配慮が足りないと、そういうふうに思います。また、多くの市民の方からも、そのように聞かれます。

合併前は各町で負担金を出し合って、施設の運営、維持管理を図ってきた施設でございます。できるだけ負担金が少なく住むように、ある程度切り詰めながら運営をしてきた経緯もございます。しかし、始良市になった現在、その負担金の考え方、思いは払拭をして、市民の要望に沿って計画実行に移すべきものと私は考えているわけでございます。

答弁をいただきましたのでその中からちょっと質問をしたいと思います。

建設予定地の件については理解をしておりますが、こういった過去の経緯の上に現在があるわけでございますので、ぜひとも計画実行を進めていただきたいと、このように思います。

高速のボックスカルバートの、これ地形ちゅうんですかね、この改善について、ちょっとわかりやすく具体的に説明をください。その点を、まず1つお願いします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 高速道路の真下をくぐりますボックスカルバートの視距の改良でございますが、現在、県道川内加治木線側からボックスカルバートに入る方向といいますか、視距はほぼボ

ックスカルバートと直線的な法線でございますので、対向車が見えるわけなんですけれども、反対側の岩井田工業側からボックスカルバートに入る法線は、鋭角になって入るような形になってございます。それを少しでも川内加治木線側の車が見えるようにその視距をとる、これも専門用語なんですけれども、対向車が見えるように改良を進めていくというのが、今考えている計画でございます。

○12番（森 弘道君） はい、あそこは鋭角になっておりますからですね、まあそういうことだろうと思っております。

それから、候補地選定後に、周辺の自治会長さんたちといろいろとお話を説明をされたと、お会いになって説明をされたということでございますが、環境整備について住民説明会も開催し、進めていきたいというようなことでございますが、自治会長さんたちの反応はどのようであったかということと、それからこの地域の説明会の開催ですね、作業をどんどん進めていかれると思うんですが、その地区説明会の開催時期等について、わかっておればいつごろの予定かお知らせをいただきたいと思います。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

まず、地元の自治会長でございますけれども、答弁にもしましたように、候補地の中からまず選んで、候補地の中で好条件であるということをお話しをいたしまして、ただ地元の方は、やはり本音ではできればほかのところというお声もあったんですけれども、さきに地元のほうから要望書が出まして、道路の整備を含めての要望書が出まして、一定の先ほど建設部のほうが回答したような内容をお答えをしております。

そのようなことで、地元としては一定の理解は得られているというふうに考えておりますけれども、墓地、埋葬等の許可に関する条例を始良市独自でつくりましたので、その中に事前に住民に説明をするという項目がありますので、建設の前に、再度十分に説明をして、さらに深く理解を求めていきたいというように思います。

それと住民説明会でございますけれども、条例上は施設の200m以内の周辺の住民へ説明するというのが一定の基準がありますので、具体的には鍋倉と納屋の2自治会の方々に説明をして、十分に説明をして、場合によっては要望があれば、可能なところはお答えしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（森 弘道君） 開催時期については、いつごろの予定か、大方でよろしいですが、その件を一つお願いをします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 申しわけありませんでした。答弁にはありますように、27年度に都市計画審議会の中で候補地の決定をいたしますので、その前に住民説明会をして、その後、県との事前協議、その後、都市計画審議会ということでございますので、27年度の前半のほうで説明をしたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（森 弘道君） 今までの答弁で大体わかったわけでございますが、今までに、あそのあい

ら斎場の件で住民の方から苦情とか、あるいは要望とか、そのようなのが過去にあったのかどうか。あれば、どのようなことがあったのか、そういうこと。

それから、あそこが現在、炉が3基ございますけれども、満杯状態ということでございますかね、利用者の方が多くて、日取りや時間的なこと、そういったことなどが影響して、どうしても他の斎場に行かざるを得ない、そういうことも過去にはあったのではなかろうかと思っているわけでございますが、現場の実態、状況を把握しておられれば、そのことについてお伺いいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

まず、住民の苦情といいますか、要望になろうかと思えますけれども、ここの斎場が昭和48年の3月に改修しております、かなり老朽化しております、さらに耐震構造にもなっておりませんので、特に鹿児島市とか、転入された方は非常に古いですねと、早く新しい斎場がいつですかというような問い合わせ等があったのは事実でございます。

それと今、炉が3基でございますけれども、特にこの3基で現在の火葬が追いつかないということではございませんけれども、区域外に平成25年度で927人の方を火葬したんですが、そのうち110人の方が区域外で火葬をされてらっしゃいます。

この火葬をされました原因というのは、特に葬儀の時間帯と、それから火葬の時間帯、これが遺族の方々の希望に合う時間にならないというような、そういう時間的なずれによって、やむなく区域外と。それとあと住民票は始良市にあるんですが、生まれ育ったところが、例えば県外のどっかであって火葬は県外でしたりとか、そういう方はいらっしゃいますので、そういう事例を合わせて110人の方がいらっしゃるという現状でございます。

以上でございます。

○12番（森 弘道君） お聞きのとおり、やはりどうしても3基の炉の中では、うまく回転をしても時間的に決まっておりますので、だから非常に難しい点がございます。そういったことも、そういった住民の方の要望の中にあったということでございますが、施設の老朽化、もう相当数たっておりますから、40年近くたっておるんじゃないですか。ですから、そういう建てかえの時期には来ておると。皆さんがそれは理解していると思います。

この道路についての件でございますが、自治会のほうから道路事情等の環境整備については、具体的な要望書が出されているのかどうかですね。出されているとすれば、どのようなことなのか、具体的にお知らせいただきたいと思います。

○建設部長（岩穴口弘行君） 昨年の8月に鍋倉の自治会長のほうから、この火葬場建設に関する自治会役員会の確認事項というような中で、報告というような形で要望書的にお出しいただいているものがございまして、その中でアクセス道路に関する要望といたしましては、新設道路というようなことになると、用地関係で期間が長くなると。まず、現道を含め、安全性を確保した道路整備を着手していただきたいというふうな要望はいただいております。

○12番（森 弘道君） さきの同僚議員の中でも、若干そういったものがあつたわけでございますが、始良温泉ですね、もう今温泉はしておりませんが、あそこから斎場へ通ずる道路、これはご承知のと

おり、始良・加治木間の近道、一番の近道でございます。信号機がないもんですから、みんなが朝夕は通りが激しいわけですね。あれを同じ時間帯に通りますと、本当に多いです。私も何回も経験しております。そういうことで、交通量の非常に多い道路でございます。

また、地域の生活道路でもあるわけでございますが、あの道路沿いに介護施設、グループホームが2か所、それから若葉学園がご承知のとおり1か所ございます。小学生が22名、中学生17名、高校生が11名、幼稚園児が12名、合計62名、この人たちが道路を利用しているわけですね。ですから、そういう交通の激しい中にこのような施設もあるというようなことから、非常に危険性が地域の人たちにとってはあるわけございまして、そのいわゆる改善要望というものがあろうと思っております。

ですから、今、県道川内加治木線には、帖佐小学校の米山交差点からずっと鍋倉の高速のガードの端まで、歩道分離帯が、鉄のガードパイプの柵が出てますですね。これも整備されまして、ありがたいことなんです。あのように、このいわゆる若葉学園のほうですね、あそこ片側のほうにやはりそういう柵、安全ガードのですね、そういうのはできないのかどうかですね。私個人的には、そのように思っているんですが、そういうガードパイプの安全柵を添えたのも、今後のそういった道路整備の中ではお考えになっておられるのかどうか、そこあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○建設部長（岩穴口弘行君） この道路は議員ご存じのように、川内加治木線との交わる箇所が急な上り坂になっております。それを車が2台ほど停車できる水平の区間を設けるといふような形で交差点改良をするんですが、一番いいのは、岩淵橋から出てきます信号機のある交差点ですけれども、そちらのほうで十字の交差点にするのが一番安全な方法だというふうに思っています。

しかし、ここに道路をつくるようになりますと、たくさんの方にご協力をいただかないといけないというようなこともございまして、今考えているのは現道の横に新しく川内加治木線と直角に交わるような交差点をつくる計画にしております。

それと、この若葉学園からの子どもたちの通学路ということでご質問ですが、当然、この子どもたちを守るために、安全施設等はこれからの設計の中では考えていきたいというふうには思っております。

○12番（森 弘道君） 子どもたちは、そのいわゆる若葉学園の前の大きな道路を通って、5.5 m ございますね。大体側溝が入ってるんですが、即効は大体90cmぐらい、1 m 弱、90cmぐらいのが入ってますね。ですから、1 m ぐらいあれば歩道はつけられるんじゃないかと。それは川内加治木線も1 m ぐらいの通っていますからですね、大丈夫じゃないかなと、私自身はそうに考えるわけです。

それで中を、鍋倉の中どおり線ちゅうんですかね、あの中を通って高速のガードを、そして幼稚園、小学校に行くということですので、ぜひ今話をされましたその件についても、地域の方々と十分説明会の中でも話をされて、この計画がうまくいくように配慮していただきたいと思っております。

建設については財源の裏づけがないと他の事業に支障を来すというようなこともございます。27年から31年の5年間で31億3,000万円の交付税の縮減があると、このようなことございますので、今答弁がありましたとおり、この計画に沿って、ぜひとも市民の期待に添うように、周辺一帯の整備、あわせながら、ひとつ計画を進めていかれたいと、このように思って、この斎場の件は終わります。

あと、この観光行政についてでございますが、回答いただきました。この立派な計画書ができたわ

けですよ。議員の方は皆さん持ってるだろうと思いますが、始良市観光おもてなし計画ですね。立派なのができております。これ読ませていただきました。この計画が市民の暮らしの中に息づくことが最大のポイントであると、こういうことを書いてございますが、観光地の施設整備、周辺の整備を図りながら、市民への理解、協力体制をお願いをしていかなければならないと、行政だけではできないわけですので、全ての方々に協力、理解を求めていかなければならないと、そういったことで私は質問しているわけでございます。

6月の21日の大雨で、観光列車である「いぶたま号」の脱線事故が起きましたですね。急報を受けた観光事業団体が、すぐ救援に駆けつけております。また、近くの指宿商業高校の生徒の人たちもこの救援に駆けつけております。私はこの記事を見て、かねてのおもてなしの心が生徒の人たちにも伝わっていると、育っていると、そういうことでこのような対応ができるんだろうと、このように感じたところでございます。

あってはならないことでございますけれども、万が一、あいらびゅ一号がこのようなことになったときには、どのような対応ができるんだろうかと、自分ながら心配をしているところでございました。十分な対応、とっさの対応、かねての心の持ち方がそこにすぐあらわれるわけでございますが、そういったことで心配をしているところでございます。

この答弁書の1点目のところですが、「本市の歴史、文化、自然の成り立ちなど詳しく学ぶことのできる機会を設ける」とあるわけですが、よろしいでしょうか、1点目、2ページにですね。この具体的にはどのようなことを指しておられるのかですね、そのことを説明ください。

それからもう一つ、観光関連事業者との連携を図って対応したいと、関連業者ですね、その関連業者というのはどのような方々なのか、何団体あるのか、人数的にはどうなのか、そこあたりをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

始良市の歴史・文化・自然の成り立ちなどを詳しく学ぶことができる機会と申しますと、現在、私どものほうで考えているのは、仮称でございますが、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、まずその学習する場ということで、「始良学習会」と銘打ちまして、子どもから一般市民を対象に、いろいろな視点での学習会を10回程度のプログラムで開催いたしまして、最終的にはその習熟度に応じた始良検定というようなものまで発展させていきたいなというように考えております。

それからタクシーの乗務員さんや各種店舗の従業員の皆様などを対象としたおもてなし講習会というようなものも、あわせて開催を考えておりまして、いわゆる一体的なそのおもてなしの核となる、そしてまた市民の、もちろん全てではございませんが、知っていただく機会の緒になる部分を開催をしていきたいというふうに考えております。

それから、観光関連事業者等との連携と申しますと、ただいま申し上げましたタクシー業界もそのようなことでございますけれども、いわゆる観光旅行業の許可といいますか、県知事の認可を受けた業者は、現在のところ始良市に1業者ございます。既にもうその時点の打ち合わせ等を進めているところでございますけれども、先ほど午前中、田口議員のご質問の中でございましたけれども、いわゆるスポーツ宿泊等々が、宿泊地が市外になってございまして、非常に残念に思っているところなんです、これにつきましても、この業者等々とも協議を重ねておりまして、そしてまた市内でもPTを組みまして、既に検討を始めているところでございます。

このようなこと等もまとめて総合的に進めていきたいと、このように考えております。
以上です。

○12番（森 弘道君） 2点目の回答のところですね、子どもたちの発達段階に応じた郷土の歴史や文化などを知る機会が得られるように取り組むと。始良の学習会というふうに書いてございますが、この始良の学習会というのは、どんなような内容、そして年に何回開かれるのか、そういった学習会の中身についてお知らせください。

○企画部次長兼商工観光課長（久保博文君） お答えをいたします。

今先ほど回数については、まず触れましたけれども、年間を通して毎月1回程度、10回ぐらいのプログラムを組めたらと考えておりますが。まだ短期で行うことも可能かというようなことは考えているところでございます。

中身につきましては、もろもろございまして、いわゆる史跡であったり、その人物であったり、それから自然、いろんな切り口があるかと思しますので、それらを整理いたしまして、そのカテゴリーといいますか、その分類、分けまして、その10回のプログラムの中にちりばめていきたいと、このように考えております。

以上です。

○12番（森 弘道君） この計画が実践されるに当たって、いろんな団体、学校もございまして。学校、小学校だけじゃない。小さいときからそういう教育、関心を持ってもらう。だから、そうしますと、幼児、保育園ですね、幼稚園、保育園、こういったことも大事であろうと思ってますよね。一般の方々にはわかっております、大体。けれども、それをずっとこう実践していくためには、早い段階からのそういった教育醸成が必要だということでございますので、ここにも書いてございます。ですから、そこあたりを含めて、今後、十分検討しながら進めていただきたいと、このように思っております。

市民の健康づくりポイント制度もいよいよ今度の6月議会、補正予算も出ているようですが、これは平成24年の10月に、市民福祉の所管事務研修会で兵庫県の豊岡市に行ったわけですね。すばらしい市民像を展開しておられました。そして、皆さんがためたポイントというのは1点が10円で計算がしてございましたが、ためたポイントは幼稚園や学校へ寄附ができると、自分の孫やひ孫に寄附ができるというような説明を受けて、これは大したもんだと、自分の健康づくりをしながら、そういった社会貢献ができる制度だということで、これはぜひとも始良市においても検討してもらいたいなということでございまして、今回予算が計上してあるようでございますが、この件についても、ひとつ頑張っていたいただきたいとこのように思います。

そこで、このポイント制度をせっかくあるわけですから、さっき私が申し上げましたいろんな観光ルート、史跡がございまして。その史跡とマッチングして、そして例えば今まで知らなかった人は知るようになるし、また健康の面も図られると、いわゆるそういう相乗効果が出るわけでございますので、どうかひとつその件をお願いしたいと思っております。

加治木の「くも合戦」でございまして、6月15日にございました。私はもうずっと行っております。役員の方は大変だろうなと思っております。加治木の福祉センターで3か所に分かれてやっておりますね。子どもの部が37人、大人の部が68人、合計105人の参加、1人3匹ということですから、315

匹のクモが熱戦を繰り広げたわけですが、私が提案しているのは、本市と盟約を結んでいる日置市のことを提案しているわけですね。

加治木の伝統行事であるけれども、けさの南日本新聞にも載っておったようでございますが、保存会長の吉村さんが肝心のクモが少なくなってきたと心配をされておられる。環境の変化、あるいは農薬の散布、そういったのが要因ではなかろうかと、今現在、鹿屋方面のほうにクモ採集に行っておられるという話も聞いておりますが、毎年開くこの伝統行事も難しくなる、あるいは1年置き、隔年になるかもしれないと非常に心配をされておる。ですから私は、情報発信というか、日置市との関係、義弘公との関係が深いわけでございますので、そちらのほうのクモの生息地はないのかどうなのか、盟約を結んでいるわけでございますので、お互いにそういった情報を交換しながら、そしてその大会にまた参加していただければ、今よりもまだクモ合戦が盛大に行われるのではなかろうかと、こういうことで提案をしているわけでございますが、どうでしょうか。

○加治木総合支所長（木上健二君） お答えします。

加治木のくも合戦は、大変伝統のある保存会でございまして、全国でも5つの団体がこういった保存会をつくって傳承されているようでございます。鹿児島県においては、こういった団体は加治木しかないわけでございますけども、日置市のほうとも盟約を結んでいます。また愛好者の方が日置から2人ですか、個人的に参加をされております。始良市以外では、県内県外を含めて半数の方が個人的に参加されておるという状況でございます。

今後、今言われたクモが少なくなるという心配もございます。これを末永く存続させるためにもいろんな手立てが必要だというふうに思います。

また、こういった件につきまして、来年度、また市も市政5周年を迎えます。また記念事業等もあるかもしれません。そういうのを含めまして、今後どういう形で交流が図られるかということは、また保存会にお話を持ちかけて、今後は検討していきたいというふうに考えております。

○12番（森 弘道君） 相手さんのご事情もあろうかと思いますが、せっかく盟約を結んで義弘公の大河ドラマを誘致しようという運動をやっているわけでございますので、やはり裾を広げていく意味では、そういうふうに取り組んでいただきたいと、このように思っているわけでございます。

膝跪駢の愛馬の件でございますが、加治木の方でしょうかね、この冊子を「義弘公一代記」というのを、この間、歴史民俗資料館に行って私も借りてまいりました。6月27日の南日本新聞に、始良市教育委員会が一代記再販と、こういうふうに出ておるわけです。そして、郷土史教育に役立てたいと、こういう大きな宣伝がございしますが、もう前から私はこれはいろんな伝統行事がある中で、外面的なものは備わっているけれども内面的なものがないというようなことで、私はいろんな面で申し上げたんでございますが、こういうひとつの先人が残したすばらしいものを、今度この中に生かしていただければありがたいと思っているわけでございます。

義弘公の件については、回答もございました。ここは農道なんですよ、農道。しかし、農道の整備というのは受益者負担というのがありまして、なかなかこれが思うように行かないんですよ。耕作者の方々の受益者負担を考えれば、おいそれとすぐできないんです。ですから私がそこを何とか観光のほうでできないでしょうかという私の気持ちなんです。簡易舗装はしてあるんです。ところが、してない部分もまだございます。刈り入れが済みますと、もうその状態になるんですが、畦畔も草が生

えて、耕作者の方が刈るわけですが、刈った草はもう道路に出されるわけですね、そういうことで、せっかくこういう立派な史跡があるのに、観光の人たち、行く気持ちがさっき言ったおもてなしの心がそこに出てこないですね。だから、何とかできないだろうかということで私は提案をしているわけですが、今後、地域の方々からいろいろ話をされて、義弘公のいわゆる記念祭も行わなければならないわけですが、周辺一帯の整備とあわせて、ひとつ整備を図っていただきたいということです。

この馬の墓のすぐ後ろに、馬の面倒をみた橋口対馬という夫婦墓がすぐ馬の後ろにあります。遺言で、自分が死んだら馬のそばに建ててくれと、これが遺言で、夫婦墓がそこにあるわけですが、その橋口という人も、35歳のときに関ヶ原の合戦に出陣をしておられるわけですが、そういうことで非常に義弘公の関係はたくさん散在しているわけです。市長、どうかひとつ義弘公招致NHK大河ドラマ、こういうことでございますので、ひとつ十分そこ辺は配慮をして検討していただきたいと思いますが、市長のお答えを聞いて、私は終わりたいと思いますが。

○市長（笹山義弘君） 市外の対応といたしましては、このたび義弘公が割と長く滞在なさった日置市、始良市、湧水町、そしてえびの市、この3市1町で3市同盟的な活動をしようということで確認がとれております。これの中でも紹介をいたしますし、整備については、没後400年祭も近づいてまいりましたので、その中で米良家の枯山水の庭の整備もいたします。それらを含めて、一体的な整備をするという方向性はしてございますので、それらの事業と絡めながら一体的な整備ということにしていきたいというふうに思います。

○12番（森 弘道君） 以上で終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、森弘道議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって本日の会議は、これをもって**散会**とします。

なお、次の会議は、7月4日午前9時から開きます。

（午後3時12分散会）